

議 事 日 程 (第1号)

令和6年9月5日(木曜日) 午前9時30分 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 例月出納検査結果報告
- 日程第4 令和5年度第三セクターの経営状況の報告について
- 日程第5 令和5年度分東白川村教育委員会事務事業点検評価の報告について
- 日程第6 議員派遣の件
- 日程第7 一般質問
- 日程第8 報告第1号 令和5年度決算に基づく財政健全化判断比率の報告について
- 日程第9 報告第2号 令和5年度決算に基づく資金不足比率の報告について
- 日程第10 議案第38号 東白川村過疎地域持続的発展計画の変更について
- 日程第11 議案第39号 財産の取得について
- 日程第12 議案第40号 東白川村非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第41号 東白川村国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第42号 令和6年度東白川村一般会計補正予算(第3号)
- 日程第15 議案第43号 令和6年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第16 議案第44号 令和6年度東白川村介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第17 議案第45号 令和6年度東白川村国保診療所特別会計補正予算(第2号)
- 日程第18 議案第46号 令和6年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第19 議案第47号 令和6年度東白川村簡易水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第20 同意第8号 東白川村教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第21 認定第1号 令和5年度東白川村一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第22 認定第2号 令和5年度東白川村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第23 認定第3号 令和5年度東白川村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第24 認定第4号 令和5年度東白川村国保診療所特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第25 認定第5号 令和5年度東白川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第26 認定第6号 令和5年度東白川村簡易水道事業会計歳入歳出決算認定について
- 日程第27 認定第7号 令和5年度東白川村小規模集合排水処理事業会計歳入歳出決算認定について

出席議員(7名)

1番 安江真治

2番 安保泰男

3番 安江健二

4番 今井美和

5番 今井美道

6番 桂川一喜

7番 樋口春市

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

村長	今井俊郎	副村長	桂川憲生
教育長	神戸誠	総務課長	河田孝
村民課長	安江透雄	村民課課長	安江由次
産業振興課長	伊藤秀人	地域振興課長	今井信和
建設環境課長	有田尚樹	教育課長	村雲修
教育課課長	渡辺泰司	保健福祉課長	安江修治
診療所事務局長	安江輝彦	会計管理者	安江真紀子
監査委員	安江裕尚		

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局 書記	今井恭兵
-------------	------

◎開会及び開議の宣告

○議長（今井美和君）

ただいまから令和6年第3回東白川村議会定例会を開催いたします。

本日の出席議員は7名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付申し上げたとおりです。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（今井美和君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第113条の規定によって、1番 安江真治さん、7番 樋口春市さんを指名します。

◎会期の決定について

○議長（今井美和君）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月13日までの9日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月13日までの9日間に決定しました。

◎例月出納検査結果報告

○議長（今井美和君）

日程第3、例月出納検査結果報告を行います。

監査委員の報告を求めます。

監査委員 安江裕尚さん。

○監査委員（安江裕尚君）

令和6年9月5日、東白川村議会議長 今井美和様。東白川村監査委員 安江裕尚、同じく桂川一喜。

例月出納検査結果報告。

令和6年5月分、6月分及び7月分の出納検査を実施したので、その結果を地方自治法第235条の2第3項の規定により報告する。

1. 検査の対象 令和6年5月分、6月分及び7月分の東白川村一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、国保診療所特別会計、後期高齢者医療特別会計、簡易水道事業会計、小規模集合排水処理事業会計、歳入歳出外会計及び基金に係る現金、預金等の保管状況。

2. 検査の時期 令和6年6月26日、7月26日及び8月26日。

3. 検査の結果 令和6年5月末日、6月末日及び7月末日における上記会計の予算執行状況、現金及び預金の現在高並びにその保管状況は別紙のとおりであり、諸帳簿の計数は全て関係書類に合致し正確であった。

○議長（今井美和君）

監査委員の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、例月出納検査結果報告を終わります。

◎令和5年度第三セクターの経営状況の報告について

○議長（今井美和君）

日程第4、令和5年度第三セクターの経営状況の報告を行います。

本件について、報告者の説明を求めます。

産業振興課長 伊藤秀人さん。

○産業振興課長（伊藤秀人君）

令和6年9月5日、東白川村議会議長 今井美和様。東白川村長。

令和5年度第三セクターの経営状況の報告について。

地方自治法第243条の3第2項の規定による令和5年度第三セクターの経営状況について、下記のとおり報告する。

記、報告を要する法人名及び提出書類。

みのりの郷東白川株式会社、別添「定時株主総会」提出資料、有限会社新世紀工房、別添「定時株主総会」提出資料、株式会社ふるさと企画、別添「定時株主総会」提出資料、株式会社東白川、別添「定時株主総会」提出資料。

この報告は、地方自治法243条の3第2項の規定により、地方公共団体が出資している法人の経営状況について、毎事業年度議会に報告することとなっておりますので、東白川村が出資していません第三セクターの経営状況について報告するものです。

提出資料につきましては、全員協議会及び株主総会に提出し、説明させていただきましたので、本日は省略させていただきます。以上でございます。

○議長（今井美和君）

ただいまの報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、令和5年度第三セクターの経営状況の報告を終わります。

◎令和5年度分東白川村教育委員会事務事業点検評価の報告について

○議長（今井美和君）

日程第5、令和5年度分東白川村教育委員会事務事業点検評価の報告についてを行います。

本件について、報告者の説明を求めます。

教育長 神戸誠さん。

○教育長（神戸 誠君）

令和6年9月5日、東白川村議会議長 今井美和様、東白川村教育委員会教育長 神戸誠。

令和5年度分東白川村教育委員会事務事業点検評価の報告について。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により、下記のとおり報告いたします。

記、報告を要する事項及び提出書類。

報告を要する事項は、教育委員会事務事業の点検評価の報告であり、提出書類は、別添「令和5年度分東白川村教育委員会事務事業点検評価報告書」です。

この件につきましては、先月8月27日に開催されました令和6年度第12回東白川村議会全員協議会において報告させていただきましたとおりです。

小規模の小回りのよさを生かしながら事業内容を精査し、改善を加えて、より充実した活動をしていきたいと考えております。どうぞこれからも御理解、御支援をよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（今井美和君）

ただいまの報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、令和5年度分東白川村教育委員会事務事業点検評価の報告を終わります。

◎議員派遣の件

○議長（今井美和君）

日程第6、議員派遣の件を議題とします。

本件について、趣旨説明を求めます。

議会運営委員長 安江健二さん。

○議会運営委員長（安江健二君）

議員派遣の件。

次のとおり議員を派遣する。

以下、派遣名、目的、派遣場所、期間、派遣議員の順で説明をいたします。

小学校運動会、児童の健康増進に資する、小学校、令和6年9月28日、議員全員。

集落座談会、村の活性化に資する、東白川村内、令和6年10月7、8、10、22、24、25日、議員全員。

岐阜県町村議会議長会正副議長研修会、議会議員の研さんに資する、岐阜市、令和6年10月8日、樋口春市議員。

濃飛横断道・三市一村議会委員会合同会議、産業の活性化に資する、下呂市、令和6年10月11日、議員全員。

次のとおり、議長決裁により議員を派遣したので報告をする。

以下1から5につきましては、既に議長決裁によって議員を派遣しておりますので、お手元の資料を御確認ください。以上です。

○議長（今井美和君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を省略し、議員派遣の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに、また議長決定分について承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は原案のとおり可決・承認されました。

お諮りします。ただいま決定した議員派遣の内容について変更の必要が生じた場合は、変更事項について議長一任をお願いできませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、決定した議員派遣について変更の必要が生じた場合は、議長一任で変更できることに決定しました。

これで議員派遣の件を終わります。

◎一般質問

○議長（今井美和君）

日程第7、一般質問を行います。

通告者は2名です。

通告順に質問を許可します。

6番 桂川一喜さん。

〔6番 桂川一喜君 一般質問〕

○6番（桂川一喜君）

村が新しく始める公共交通について、通告に従いまして一問一答方式で質問させていただきます。村では、10月から公共交通としてつちのこバスを運行する計画となっておりますが、今までの説明の中で幾つかの疑問点、不安点があるので質問をしたいと思います。

1つ目の質問です。

特定のバス停を置かないで、路線であればどこでも手を挙げるだけで乗れるとなっておりますが、その方式で本当に安全な乗り降りを確保できるのでしょうか。例えば、片側1車線の対面通行で歩道があるような路線上での乗り降りであっても、手を挙げるだけで乗り降りが可能でしょうか。

○議長（今井美和君）

副村長 桂川憲生さん。

○副村長（桂川憲生君）

まず、つちのこバスの御質問をいただきましたけれども、今回の質問に先立って、その経緯について少しだけ説明をさせていただきます。

1つは、福祉輸送として運行しております東白川村の令和5年度の延べ利用者数は2,724人となっており、近隣の白川町500人に対して5倍強、人口換算にしますと白川町に対しては17.8倍の利用者となっております。非常に多い利用者となっております。また現場の担当者からは、現在の方式での輸送方式には限界が来ているということで、継続が大変難しい状況でございます。

2つ目に、現行の福祉輸送について、65歳以上の高齢者を対象にしておりますけれども、それ以外の車を持たない方の移動手段がないことが上げられます。また、65歳以上でも非常に偏りがあり、無料であるがゆえにどんどん使う方、申し訳ないという理由で利用を控える方などの現状がございます。

3つ目に、福祉輸送、それから診療所、老健、デイサービスなど、各部門がそれぞれの車両と運転手を確保して送迎を行っております。雇用面でも車両装備面でも課題となっております。これらの課題を解決する手段として、つちのこバスを計画したものでございます。

そこで1つ目の質問でございますけれども、どこでも乗れるようにしました理由については、バス停を設定しますと、その場所で待つ必要があります。かなり多くのバス停を設定しましても、長い距離を歩いていただくことが必要になるために、またこれまで同様ドア・ツー・ドアに近い状態で御利用いただくために、ルート上であればどこでも乗れるようにしたものでございます。

また、村内の道路状況としては、白川街道以外ほとんど片側1車線といえますか、相互通行の1車線の道路となっております。現在、福祉輸送についても、スクールバスなども、この路線上でハザードランプを点灯して乗り降りを行っております。村民の皆様には、ルート上でタクシーに乗る

感覚で手を挙げて乗車していただくものでございますから、乗り降りは可能であると考えております。

そこで、その安全性を高めるためにより必要になってくるのは、ドライバーの安全配慮に対するスキルでございます。その知識や技能を身につけるために、これまで同様に福祉有償運送運転者講習を受講していただく予定にしております。

また、運転手は利用者とのコミュニケーションの中で、次回以降、どの位置で乗っていただくのが安全かということ判断して、次回以降は近くで安全な乗車場所へ誘導することになりますので、つちのこバスがスタートしてからも、これまで同様、そうした安全配慮を続けていくよう運転手にはお願いしていきたいと思っております。それでも不測の事態というものは起きることは十分に想定をして、安全第一でサービスを行ってまいりたいと思っております。以上です。

〔6番議員挙手〕

○議長（今井美和君）

6番。

○6番（桂川一喜君）

ただいまのお答えの中で、多くのルートが、片側1車線ではないところでハザードランプをつけながら昇降しているのが現状であるがゆえに、可能であると言われましたけれども、今回の路線の中でどこが乗車できないかという指定がしていない中で、保健センターから診療所の間が5路線ずっと運行されるような状態になっています。じゃあ、そこは手を挙げて乗り降りさせないということよろしいでしょうか。

○副村長（桂川憲生君）

もう一度よろしいですか。

○6番（桂川一喜君）

もう一度ちょっと質問。そのルートの間は、片側1車線の対面通行の、要は一般的に言う2車線の道路になります。そうすると、ハザードランプをつけて、いきなり停車しながら昇降させるということには比較的向いていない路線になるかと思えます。ただし、全てのつちのこバスのルートがその間を往行するような予定になっております。

じゃあ、その間は新しい乗車をさせない、もしくは突然発生する降車をさせないという予定になっているのか、やはりハザードランプで昇降させるような予定になっているか。

○議長（今井美和君）

副村長 桂川憲生さん。

○副村長（桂川憲生君）

ただいまの質問をいただきました1車線のところで乗れるか乗れないかということに関しては、これまで同様でハザードランプを点灯して乗っていただくということでございますけれども、それ以外の2車線のところは、白川街道ですと非常に交通量が多いということもございまして、行き過ぎて待避できる場所へ参るか、直線道路の見通しのよいところであれば、そこでハザードランプ

を点灯するという事は考えられますけれども、カーブですとか、非常に停車に適さない場所というものがあつたという事はかなり推測できますので、そうした場所については運転手の判断で停車をしない、するというのは、これまで同様の判断になろうかと思つております。

〔6番議員挙手〕

○議長（今井美和君）

6番。

○6番（桂川一喜君）

降りる場合は、それでも何とかなろうかと思つます。

実は乗る場合において、今回の説明の中で対象となるのはやっぱり65歳以上の方がメインであつて、通り過ぎた場合、速やかにそのバスに乗車できるというのが推測しにくいわけなんですけど、その辺が周知していないと、手を挙げます、タクシーのようにすぐ止まるというわけに今度はいかな可能性があつますので、その辺がさっきの不安な点でもあるんです。

もう一度その辺の、今の時点でどう考えてみえるのかをちょっとお答え願えますか。

○議長（今井美和君）

副村長 桂川憲生さん。

○副村長（桂川憲生君）

ただいま2車線に限つてのお話だと思つますけれども、申しあげましたように、直線道路で見通しがよくて、ハザードランプを点灯させて後続車がかわしていつてくれるような場所、あるいは急停車をさせないようなところであれば、止まることは可能であるというふうに考えております。

〔6番議員挙手〕

○議長（今井美和君）

6番。

○6番（桂川一喜君）

この問題は、また最終的なところでもう一度検討したいと思つますので、続いて2番目の質問のほうに入つていきたいと思つます。

今回の運行というのは、かなり時刻表を熟知していないと乗れないような必要性が感じられております。なぜならば、バス停が先ほど説明があつたように存在していない、要は、つちのこバスにおいてはバス停を設置しないということによつて、本来でしたらバス停へ行けば時刻表を確認しながら昇降できるはずの時刻表が、実は路線上に存在していないということになります。

そこで、そうすると確認できていない状態で、今回複雑な運行状態をかなり細かい時間設定において運行している中で、路線上で待てば、手を挙げれば止まつていただけるということではありましたが、果たしてその路線上のバスが何時何分に通過するかということ、乗る側が自分の中で計算をしながら、本当にそこを通過するかどうかというのを確認しなきゃいけないというちょっと不安と、それから利便性においてかなりマイナス面があるのではないかと思つます。特に路線上で待っていて、果たしてバスが行つた後なのか、これから来るところなのかをどう判断すればい

いかというところも難しいかと思われま。

さて、この点について不安を取り除いていただきたいわけの質問でありますけれども、どのようなお考えであるか、お答えください。

○議長（今井美和君）

副村長 桂川憲生さん。

○副村長（桂川憲生君）

まず、バス停でバスを待つ時間の認識についての前提でございますけれども、バス停へ行って、バスの時刻表を見て、それを認識するのではなく、あらかじめ全戸配付で配付をさせていただきました時刻表を皆さんが持っている。その持っている時刻表を基に行動が起きるということを想定しております。ですから、バス停へ行く前に時刻表を見て、それで自分の家を出かけるということが多分一般的には起きると思っておりますので、その想像をまずしております。

それから、利用者の通過の認識についての御質問でございますけれども、予定通過時間前なら車は来ていない。その場所、あるいは1つ前のバス停の時刻表が手元にあるわけなんですけれども、それを見ていただいて、予定通過時間前なら車は来ていないという原則を守ってドライバーに運転をしていただきたいと思っております。ですから、少しでもいいから通過時間前にルート上の道路に出れば、必ずつちのこバスに乗れるという認識でございます。

もちろんそのためには、運転手が走行ペースを保つことや経験を積んでもらうことはもちろんですけれども、時刻表に実情を合わせて改善を重ねていくことが必要であると考えております。それでも分からないということは当然起きてまいりますので、その場合にはバスセンターへ問合せをしていただければ、適切に対応ができるようサポート体制を整えてまいりたいと思っております。

また、将来的にはバスロケーションシステムというものがございまして、その導入も非常に有効であると考えております。バスロケーションシステムは、利用者にバスがどこを走っているかということが確認できて、運転手には利用者がどこで待っているかを地図上で確認できるというものでございます。また、導入費用も比較的安価なため、当村でも検討してまいりたいというふうに考えております。

いずれにしても、乗り遅れ事案の発生がない仕組みを、あるいは体制を整えてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

〔6番議員挙手〕

○議長（今井美和君）

6番。

○6番（桂川一喜君）

行く行くはとは言ってみえますけれども、10月からの運行の時点で、実は便宜性が担保されていないと利用度も上がってこないということが一個不安の点である。今おっしゃるのは、天候のいい状態での待機ですので、路線上で待つということもいいですが、前もお話ししたように、天候が悪い状態であったり、足腰の弱いお年寄り等が利用される場合、路線上でたとえ1分といえども、た

とえ3分といえども、そこで待っていただくということにかなり問題点があるかと思えます。

それと、先ほど言われた、バスが今どこを走っているかという状況なんですけれども、美濃加茂市のバスの場合は基本がバス停で待機する。そして、15秒以内のバスの位置を確認できる。それによって、バスが通過した後であるとか、あとどれぐらいでそこに到着するかというのを確認できるようになっております。

それから可児市の場合は、最終的にはドア・ツー・ドアは実現しておりませんが、基本的に予約との連携において、どのバス停に何分に来ていただければそこに来ますという組合せの中で、美濃加茂市、可児市がドア・ツー・ドアに匹敵するような運行というのを努力してみえるので、今おっしゃったように、今後の努力目標としては必ずそうしてほしいというのは確かなんですけど、じゃあ10月からの運行のときは、その問題点を残したままで運行を始めていいのかという問題点については、また利用者側の意見もあろうかと思えますけれども、できれば最初から一定のインフラ整備をした状態でスタートしていただきたいというのが私からの希望になります。

では、続きまして、3番目の質問のほうに入っていきたいと思えます。

買物や役場、そしてJAや郵便局などへ行くための外出支援バスというのは、今後取りやめる方向であるとの説明でした。しかし、外出支援バスの特徴である自宅前で乗車できること、それから乗車の際に、必要ならば運転手の支援が得られるということ、予約制であることによって、先ほどから申しておりますように、自宅で時間を気にせずじっくりと待つことができること、それらの利点を残念ながらつちのこバスでは全て失うこととなります。先ほどの説明から聞いておりましたが、残念ながらその利点は失われる。

そこで、特に路線上に自宅のない村民にとって、路線上まで移動する。確かにバス停に移動するよりは、路線上ならハードルが低いという説明でしたが、実はバス停であろうが路線上であろうが、そこから離れた住民にとっては、そこまで移動するという事はかなりハードルが高くなります。歩いて移動できる方ばかりではありません。そして、仮によしんば歩いて移動するときの補助具がある場合、例えば電動カートなんかで移動しても、じゃあ電動カートごと乗車できればいいんですが、それがどうなるかは今の時点では担保できていない。

美濃加茂市、可児市の例を出して失礼ですけれども、大型バスでない場合は乗車できないけれども、実は折り畳みが可能である補助具については乗車が可能ですという記載があったり、それから1人で来られた場合には100%対応できないけれども、付添いがいる場合に関しては、かなりの勢いで補助具ごと乗車できるという記載もあります。

そういうことも含めました不安材料として今質問しているわけなんですけれども、今の質問、同時に2つぐらい言ってしまったので分かりにくいかもしれませんが、その不安についての御回答をお願いします。

○議長（今井美和君）

副村長 桂川憲生さん。

○副村長（桂川憲生君）

まず外出支援バスの概念、あるいは現行の外出支援バスについてでございますけれども、村の公式ホームページでも村民の皆さんに周知をさせてもらっておりますけれども、本来ドア・ツー・ドアではなくて、ルート走行でバス停が設定をしたような最寄りのバス停で乗車していただくのが原則の村のサービスでございました。

ただ、この長い間に、自宅までお迎えに上がるようなサービス提供に変化してきております。今回のつちのこバスについては、このことを考慮しまして、バス停ではなくルート上であればという点で、現状に近い乗車の形態にはさせていただいております。

また、今回の公共交通について御理解いただきたい点としまして、これまで福祉輸送しかなかった今年の9月までのサービスは、行政が手を差し伸べる福祉輸送と一般の健常者が利用していただく一般的な公共交通と一緒に福祉輸送でサービスをさせておりましたけれども、今後は手を差し伸べるべき本来の福祉輸送、それからお元気な方に乗っていただくつちのこバス、これを2本立てにして持続性のあるサービスに転換をしていくということがございます。

今後は、身体に問題があり、利用に支援の必要がある方については福祉輸送でこれまで同様のドア・ツー・ドアのサービスを御利用していただき、健常者でお元気な方についてはつちのこバスを御利用いただきたいと考えております。また、支援が必要な方につきましては、引き続き行き届いた輸送サービスをさせていただくようなことを考えております。

したがって、つちのこバスのルート上での移動ですけれども、健常者でお元気な方についてはバスルートまでの移動をお願いして、移動が困難で支援が必要な方はお迎えに上がると。このような仕分をしておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

〔6番議員挙手〕

○議長（今井美和君）

6番。

○6番（桂川一喜君）

実は介護保険でも問題になっておりますけれども、きちんとした支援が必要であるというブラックなゾーンと、それから全くの支援がしないままで生活ができるホワイトの間にグレーゾーンというのが存在しております。介護保険上はまだ介護が必要であるという認定はないものの、実際の生活においては100%自分1人で行動できないという方が存在しているがゆえに、例えばちょっとした買物の支援ですとか、そういうもので介護保険も2本立てになっているのが現状です。

今回の福祉運送として残っている部分は、全協等でも説明がありましたように、一定の介護保険の対象になる、もしくは障害の対象になるという人については、今までどおりドア・ツー・ドアを担保する。ただし、先ほど僕が言いましたように、決してその対象にはなっていないものの、実際の移動等にはまだ自力で100%移動できない人たちというのが、今まで、さっき言いましたように、福祉、それから総務の御協力の下でグレーゾーンを全員拾っていた。そのグレーゾーンが、今回拾ってもらえなくなるというのが今回の状況です。

先ほどから何度も申しております可児市であるとか美濃加茂市の場合は、万が一そういうことが

発生しても、民間のタクシーを実は頼む、お金さえ払えば民間にそういうサービスがあるので、それを利用するということが補完できるわけですが、残念ながら東白川におきましては、その補完すべき民間のサービスというのが存在していないがゆえに、今まで行政の力を借りて何とかグレーゾーンの人を運んでいた。それが、今回の決定によって、グレーゾーンのお元氣だから自分で頑張れと言わんばかりの決定ではないかというのが一番残念な点で、今回の質問を考えさせていただきました。

そこで、それについては、現時点では先ほどの御回答ですので、また村民がグレーゾーンの人をどう救ってほしいかという要望が上がってきたときには、もう一度、再度この問題についてはしっかり考え直していただけるものと期待しまして、次の質問に移りたいと思います。

公共交通と銘を打ってある以上、村民だけではなく、村外の方、特に外来者の方でも便利に利用できることが公共交通という名前の由来になろうかと思います。今回のつちのこバスの仕組みというのは、議会で僕たちが説明を受けてもなかなか分かりにくい。ましてや、今後村民がいろんな通知によって理解していくのに時間がかかろうものかと思えます。

外来者にとっては、例えば高山線で白川口駅に降り立った時点で、ある程度全容が理解できないと利用したくてもできない。それから、濃飛バスでバス停に降ろされた後、そこで止まってしまわないということを、実は公共交通の責務として一定の通知がなされなきゃいけない。今、白川町で行われている運送につきましては、白川口駅で表示を見ていると、大体こういうふうに乗れば行けるんだということが理解できるようになっております。

そのようなことを、今後東白川村の公共交通に手を出しましたつちのこバスにおいて、きちんと外来者の方でも理解できるような形で利用していただける工夫というのがしてあるか、本当にそれが可能であるかどうかということにつきまして、御回答願いたいと思います。

○議長（今井美和君）

副村長 桂川憲生さん。

○副村長（桂川憲生君）

一般的に、時刻表、路線図を見て公共交通を利用していただくことは、全国バス・鉄道で行われております。適切な情報さえあれば、問題なく利用していただける方たちが御利用いただくものという前提でございますけれども、可能であるというふうに考えております。

ただ1点、一般的な都市部の公共交通と異なる点は、つちのこバスはルート上どこでも乗れるということと無料で乗れるという、この2点が異なる点というふうに思っておりますけれども、問題なく乗車していただけるものと思っております。

そして、多くの方が、情報元が村のホームページを利用される。白川口駅へ来てからは、確認の意味で見ていただく掲示物になると思いますけれども、出かける前にあらかじめホームページなどで、そういった交通情報を確認されるというのが一般的ではないかというふうに思っております。そのホームページが、今後一般的に理解しやすいものとなるように努めてまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

〔6番議員挙手〕

○議長（今井美和君）

6番。

○6番（桂川一喜君）

また、美濃加茂の例を出しますけれども、バス停があるがゆえに、車内で常にバス停のアナウンスがされており、自分が降りたいバス停のところでボタンを押す仕組みが担保されております。

今回、バス停を運用しないということと、それから、もし外来者が乗られたときに、ずうっと運転手が今どこを走っているのかをアナウンスし続けないと、降りたくても降りられないという現象が起きるのではなかろうかと。これはすごい心配しているわけですが、これについての対策、現時点でどうお考えかをお答え願えたらと思います。

○議長（今井美和君）

副村長 桂川憲生さん。

○副村長（桂川憲生君）

ちょっと想像していただきたいんですけども、8人乗りから10人乗りのワゴン車にお客様が乗るといったときに、濃飛バスから多分乗り移って御乗車されるというのが一般的だと思いますけれども、明らかに村外の方、あるいはいつも見慣れていない方、若い方が乗られるということになりますので、一般的には、どちらまでというようなコミュニケーションというものが起きるのではないかとこのように思っております。

村内の方であれば、いつも乗っていただくお客様ですので、どこで降りられるかというのは確認といたしますか、分かっているのは運転手だと思いますけれども、そうした新しいお客様については、バスの中でのコミュニケーションの中で降りていただく場所を確認して、そこまで確実に御案内をするというのが多分一般的な流れになろうかと思いますし、運転手にはそうしたきめ細やかな、確実にそこまでお連れするようなサービスを提供するよう、お願いをしまいたいというふうに思っております。

それから、2つ前の質問で恐縮でございますけれども、東白川村に有料の福祉タクシーがないというのが今現状でございますけれども、今年、年度末までに東白川村労働者協同組合のほうで、この村で福祉タクシーを運行させるという計画がございまして、白川・東白川公共交通のほうにその申請をされるということでございます。これはあくまでも予定でございますけれども、村にとっては大きなことでございますので、一つ御紹介だけさせていただきます。以上でございます。

〔6番議員挙手〕

○議長（今井美和君）

6番。

○6番（桂川一喜君）

今の福祉輸送の件と、先ほど安価で導入できるかもしれない、今どこを走っているのか、どこで待っているのかという案も含めまして、ここは質問ではありますけれども、どうしてそれが全て整

ってからこれをスタートさせなかったかという疑問点は明らかに残ります。最初の段階では不備があるけれども、徐々に備えていくよと。

でも、それこそ先ほどグレーゾーンじゃないですけども、昨日までできていたことが10月からできなくなることが非常に多くて、それは将来的には埋めていくから。だから、言葉は悪いですけども、ちょっと見切り発車させてくれというふうには聞こえないでもないです。本当は、どうして全てが整ってから移行しなかったのかという疑問点は感じます。これについては、質問の形を最後にあえて村長に聞きたいと思しますので、考えておいてください。

そして、先ほどの質問で、外来者が濃飛バスから乗り込んだときは、運転手の技量に任せることで、ある程度解決できるだろうというところまでは理解できました。さあ、問題はその逆です。今度は白川口へ向かって、きちんと外来者が時間どおりに到達できるかというところです。

1つは、例えばグループで行動するときに全員が乗れない可能性がある。乗りこぼしてしまう可能性がある。今回は小さいワゴン車で動いていますので、その可能性につきましては、他の市ですと、すぐ代替の車両を送るので、それには時間に間に合うように運行できるということが実はうたってありますが、東白川も代替の車を出すというような話はありませんでしたが、実際には人員と車両とどちらも余裕がないとそれには対応できないことと、濃飛バスとの連携は、余裕がなかったら、それすら不可能になる可能性があります。

ということも含めまして、今度は復路の場合、要は村の中から白川口へ向かっていくというときに、バス停もなければ、ホームページを見て全部調べるとさっきおっしゃいましたけれども、果たしてそれが担保できているのかというのがちょっと不安ですので、その点の御回答もいただきたいと思えます。

○議長（今井美和君）

副村長 桂川憲生さん。

○副村長（桂川憲生君）

復路につきましても、往路と同じように路線図と時刻表があれば問題ないというふうに認識はありますけれども、問題があるとすれば、乗車しようとしている今の位置が路線上のどこにあるか、今はどこで待っているのかというのが、土地勘がないということが非常に問題ではないかというふうには認識をしております。

この問題を解決するには、地元の方に聞いていただくとかというのが一番なんですけれども、そうでない場合も多うございます。そういった場合には、センターのほうへ問合せをしていただくということしか現状考えることができないんですけれども、こうした年間乗っていただく方のうち、村外の方がどれぐらいあって、乗れないケースがどれぐらいあるのかというのは、これはやってみないと分からないというところがございまして、ここまで全てパーフェクトにしてスタートすべきかというところなんですけれども、そこについては非常に利用が低いというふうには思っておりますので、まず村内のこれまで福祉車両を御利用していただいた方の利用が万全に担保されるというところを目標にしておりますので、今御質問のあったところは、確かにおっしゃるとおり、不完

全な部分もあろうかと思えますけれども、今後、運用面で改善を重ねてまいりたいというふうに思っております。どうぞよろしくお願いたします。

〔6番議員挙手〕

○議長（今井美和君）

6番。

○6番（桂川一喜君）

ちょうどいい答えが来ましたので、先ほど村長にどうしても答えていただかなきゃいけないということを最後に質問しますけれども、ただの村の一般的サービスであつたら、徐々にインフラ整備をしていけばいいというのも分からんでもないんですが、一旦公共交通を名のつた以上、恐らくたった一人ですら取りこぼしてはいかんというのが公共交通の責務であらうかと思えます。

今の説明で分かったように、まだまだ不備です、徐々に改善していきますというお答えが、果たして公共交通という言葉と対比できているかということを考えますと、もっともっと外堀を全部埋めてから、そして初めて内堀を埋めてオープンにこぎ着けるべきであつたのではなからうかという公共交通に対して、ここまで来ると村長の責任をもってしてお答えしていただかなきゃいけないと思えますけれども、どうして100%これでいけるんだという確信がない状態で10月から運用を始めるのかということにつきましては、村長の責任でもって、きちんとしたお答えをいただきたいと思えます。よろしくお願いたします。

○議長（今井美和君）

村長 今井俊郎さん。

○村長（今井俊郎君）

この一連の質問について、そもそも論を最初に副村長からお答えしたように、現状が非常に厳しくなってきたということを認識いただけたかと思えます。人、物、金、これが大変厳しくなってきた世の中の中で、最高のサービスよりも、それぞれがある程度満足できる中庸のサービスを実施していくべきではないだろうかという判断がもともとあるということがあります。

したがって、公共交通の言葉にこだわって、何かを切捨てるだとか、そういう概念は一切持っていないくて、うちのこバスは、先ほどもお答えしたように、ある程度自分で自由が利く方々をしっかりとこのシステムにまさしく乗って移動をしていただきたい。

福祉運送のほうでは、今までどおり、誰もが誰もがというように健常な方でも使われておって、パンクしそうなシステムを改善して、しっかりと職員のケア会議等の担当の中で申請があつたときに議論させていただいて、これは絶対やむを得ないよねとか、今日は特別だからというようなことで福祉輸送のほうに切り替えて、村民の皆様には議員が御心配されるほどの御負担をかけるようなことにはならないと私は確信をして、このバスを運行させます。

全てを埋めて、外堀を埋めてという議論でございますけれども、この議論については、昨年来、担当が一生懸命いろんな情報を収集して、東白川ででき得る手段としてこれを提案してまいりましたので、私はゴーサインを出しました。私の責任においてゴーサインを出しました。

もちろんやってみなきゃ分からないというところへ逃げるつもりはございませんけれども、例えば外来者のことについて随分御心配をいただいておりますが、外来者の方も、私から言えば、切り捨てることでも何でもなくて、例えば旅館に泊まれた、あるいはどここの御家庭に訪れられた方々も、それぞれのところで情報をしっかりとこれから流していけば、相談をいただいて、じゃあ、あそこへ行けばバスが来るよということのコミュニケーションで全てが解決できると私は思って、それほど私は東白川村の皆さん方が無口で何も情報を出さなくて、貝のように閉じ籠もっている人ばかりではないと信じておりますので、外来者に対しては優しく教えていただければ全てが解決するのではないのかなというふうにも思っております。

また、もう一度繰り返しますが、今までは少し行き過ぎた声の大きい方々まで、そのことを利用することによって、本当に困っている方々が使えなくなるようなシステムを運用することは将来のためにならんという判断で、我々の、可児市、美濃加茂市という例をお挙げになりましたけど、それは東白川村と比べることはちょっと無理な話なので、我々の持っているいわゆる人・金・物・資産で運用できるシステムを、何とか職員が一生懸命考え出したものでございますので、改善はしてまいりますし、それから本当に困ったことが起きたときは、それは私の責任として謝罪もさせていただきますが、すぐ改善をしていけるトップダウンをします。そういう覚悟でおりますので、やってまだ運行していないことに、いろんな計画の中でいろんなところを議員が気がつかれて御質問いただいて、ここを直せよ直せよという前向きな議論をしていただいたというふうに理解をしておりますけれども、全部が全てで満足できるシステムなどはあり得るので、一つずつしっかりと構築をしてまいります、こういうふうに思っております。以上です。

〔6番議員挙手〕

○議長（今井美和君）

6番。

○6番（桂川一喜君）

村民にとっていいものが出来上がることを希望しているのは、私も村長も多分同じであろうかと思えますし、今の発言の中で、少数の人間を一旦切り捨てるようなものの言い方をされたように思いましたけれども、最後のほうで、問題点が少しでもあれば必ず改善していく方向でいくというお答えをいただきましたので、これが運用されました後、村民の方だけではなく、やっぱり外来者の方にとっても使いにくかったとか、ここをこうしてほしいという声をしっかりと村に届けることで、それに対してきちんと対応していただけるというお答えを、今、村長から受けられたものと思えますので、スタートした後の村民の声を十分反映していただくようお願いをして、今回の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（今井美和君）

ここで暫時休憩とします。再開は10分後です。40分から始めます。お願いします。

午前10時30分 休憩

○議長（今井美和君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問、3番 安江健二さん。

〔3番 安江健二君 一般質問〕

○3番（安江健二君）

通告に従いまして、ただいまより一問一答方式にて、将来発生が予測される災害時の対策についての質問をさせていただきます。

今年正月に発生した能登半島地震から約半年が経過をいたしました。生活インフラが進む一方で、様々な課題もたくさんあることとされています。8月8日午後4時30分過ぎには、宮崎県南部で震度6弱の地震がありました。震源地は南海トラフ巨大地震の想定震源域内で、気象庁は有識者で構成する評価検討会を臨時開催いたしました。発生可能性が平常時に比べ相対的に高まっているとし、南海トラフ地震臨時情報を発表いたしました。最大規模の地震が発生した場合、関東から九州にかけての広範囲で強い揺れ、関東から沖縄にかけての太平洋沿岸で高い津波が想定をされているとして、1週間程度の注意と政府は住民に備えの再確認を求めています。

南海トラフ巨大地震は、1707年の宝永地震、1854年の安政地震、1944年の東南海地震等、おおむね100年から150年間隔で繰り返されております。昭和東南海地震から約80年がたち、巨大地震がいつ来てもおかしくない状態であると言われております。日頃からの防災及び減災に関する数点の質問をさせていただきます。

それでは、第1の質問に入ります。

7月1日の岐阜新聞に、岐阜県内の28市町村の632地区で、5万1,166人が大規模災害発生時に孤立をする可能性があるという記事が掲載をされております。この中には、東白川村の6地域62名も含まれています。これは孤立予想地域、1月1日時点の推計とされています。

この推計の対象となっています地域の特定、公表は望みませんが、能登半島地震を例に取りますと、土砂崩れなどによる道路の寸断で多数の孤立集落が発生いたしました。そのほとんどが人口減少や少子高齢化に悩む地域であり、災害が起きた場合の課題が改めて浮き彫りとされております。

岐阜県は、強靱化計画の見直しの方向性の中で、緊急輸送道路や幹線道路の整備といった地震に強い道路ネットワークの構築を進めるとしてはいますが、東白川村のような山あいの急峻な場所にある集落での災害を想定した場合の村の対策についてお伺いをいたします。

○議長（今井美和君）

総務課長 河田孝さん。

○総務課長（河田 孝君）

安江健二議員の御質問にお答えをします。

議員御発言の岐阜新聞掲載の孤立可能性地域につきましては、岐阜県危機管理部防災課が取りまとめているもので、平成22年度から毎年実施をしてフォローアップをしているものでございます。

この調査でいう孤立とは、中山間地域における土砂災害等で道路の損傷、土砂堆積などにより車が通れなくなり、人や物資の移動ができず、住民生活が困難もしくは不可能となる状態と定義されています。村でいうところの、そこで行き止まりで、1つの道路以外に車が通れるほどの迂回路がない地域を報告しています。

新聞報道で6地域62名とあった数につきましては、まず6地域は久須見、大口、西洞、平、これは前山でございますけれども、それから曲坂、黒淵のそれぞれ一部の洞で、その洞にお住まいの皆さんの人数が調査終了時点で62人であったことを示しています。実際には、そのほとんどには林道等、徒歩による迂回路があり、有事の際にはそれらの活用も視野に入れていきます。

議員御質問の孤立予想地域への対応策ですが、東白川村地域防災計画では次のように定めています。

1. 通信手段の確保。災害時に、住民と行政機関との間に情報伝達が断絶しない情報通信手段の確立。防災無線の配備と総合防災訓練等での通信訓練の実施でございます。

2 番、道路ネットワークの確保。林道、農道等の迂回路の確保に配慮した整備の推進。

3. 実態把握。平素から、孤立時に優先して救護すべき要配慮者等の孤立予測を把握する。

4. 避難所の確保。地域の避難所、はなのき、五加センター、越原センター、有事には自主避難所を早期に開設する。

5. 備蓄。孤立地域内での生活が維持できるよう、地域に備蓄庫を配置するなどございます。

村では、自主防災会を単位とした整備によって村内全域をカバーしています。なお、孤立地域に特化したものとして、今年の総合防災訓練で孤立予想地域6か所に職員を派遣し、防災無線を使った通信訓練と地形などの環境把握を行う予定でございましたけれども、台風10号の影響で訓練が中止となったため、9月28日に総務課で通信状態等の確認を行い、通信が可能であることを確認しております。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（今井美和君）

3番。

○3番（安江健二君）

ただいまは大変細部にわたる詳しい説明ありがとうございました。よく分かりました。

それでは、第2の質問に入ります。

8月26日に発生した台風10号は、過去最強クラスの可能性があるとして指摘され、沖縄・九州から四国方面を迷走し、我々の住む東海地方へと接近をいたしました。過去2014年の台風10号、2016年の台風18号、2022年の台風14号の各台風は、台風の特別警報が発令をされています。これは発表の基準が、中心の気圧が930ヘクトパスカル以下、または最大風速が50メートル以上に達する台風とされております。

今回の台風10号は、9月1日の正午の観測で、東海沖で熱帯低気圧に変わりました。しかし、岐阜県内では、31日に西濃地域を中心に大雨となりました。杭瀬川が氾濫し、池田町や大垣市では道

路の冠水や家屋の浸水被害も起きております。県は、両自治体に災害救助法の適用を決めました。また、避難所設置など費用は国や県が負担するとあります。

指定避難所と指定緊急避難所は市町村長が指定するものとされていますが、大規模な災害が発生して個人の住宅に住めなくなった場合の避難所、例えば仮設住宅または仮の住まい、空き家の活用などについての想定や準備はいかがでしょうか。

一方で、高齢者や障害者などの通常生活に配慮の必要な方の福祉避難所の開設については、過去の実例を見ますと、そこから災害関連死が大きな問題となっております。これは、避難所生活による生活環境の激変で心身の負荷が生じた、または避難所で感染症にかかったなどが大きな課題とされております。あわせて、この件に関しましての村の考えをお伺いいたします。

○議長（今井美和君）

保健福祉課長 安江修治さん。

○保健福祉課長（安江修治君）

安江健二議員の御質問にお答えをします。

議員御指摘のように、健常の方でも避難所生活が長期化すれば大変であるのに、高齢者や障害者の中に、眠る際にもベッドでないと横になれないといったような要介護者もあるので、通常の避難所での生活は困難と言わざるを得ません。介護施設等に避難できれば幸いです、それがかなわない場合は福祉避難所への避難となります。

福祉避難所については、災害対策基本法施行令の災害対策基本法による避難所の指定基準の一つとして、主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者、いわゆる要配慮者を滞在させることが想定される者にあつては、要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、または助言その他の支援を受けることができる体制の整備、その他の要配慮者の良好な生活環境の確保に資する事項について内閣府令で定める基準に適合するものであることとされており、村では保健福祉センターがその指定福祉避難所となっております。

御質問の開設についてでございますが、東白川地域防災計画には、村は災害が発生するおそれがある場合または発災時に、必要に応じ高齢者等避難の発令と併せて指定緊急避難場所及び指定避難所を開放し、住民等に対し周知徹底を図る。避難所を開設する場合に、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。また、要配慮者のため福祉避難所を開設するとあり、はなのき会館、五加センター、越原センターが指定避難所として開設した際には、同時に保健福祉センターも福祉避難所として開設することになります。

また、避難所への滞在が長期化するような場合には、健常の方には仮設住宅の建設を、要配慮者の方には二次避難所となる福祉施設等への避難も検討しています。今後も福祉避難所の対象となる皆さんをしっかりと把握し、指定避難所についてしっかりと周知に努めていきたいと思っております。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（今井美和君）

3番。

○3番（安江健二君）

よく分かりました。ありがとうございました。

それでは、第3の質問に入ります。

国の住宅・土地統計調査を基に、現行の耐震基準が導入されていない1980年以前に建てられた住宅の割合を分析したところ、能登半島地震で大きな被害を受けた石川県珠洲市は65%であり、データのある全国1,086市町村の中では最も高いほうにあるとされております。被害拡大の背景には、人口の減少や高齢化があるとされています。岐阜県内においても、1980年以前に建てられた住宅の割合が40%を超える市町村は、山間部を中心としたところに数多くあり、同様に高齢化率も40%に近いとされております。

そこで、災害により住宅が被害を受けた場合に、程度等を証明するときに必要な罹災証明書の交付についてのお伺いをいたします。

○議長（今井美和君）

村民課長 安江透雄さん。

○村民課長（安江透雄君）

災害時の罹災証明書の交付についての御質問ですが、初めに罹災証明書について説明させていただきます。

罹災証明書とは、自然災害によって住家に被害を受けた場合に、被災者からの申請に基づき住家の被害家屋調査を実施し、調査結果に応じて被害の程度を証明するものです。罹災証明書は、各種被災者支援策を利用するときに必要となるものです。被災者生活支援金などの給付を受ける場合や、金融機関から融資を受ける場合、税や保険料、水道料金などの減免猶予を受ける場合や、今おっしゃられたような仮設住宅への入居、建物共済保険を申請する場合などに証明書として利用します。

その申請の仕方についてですが、申請場所はお住まいの市区町村となっておりますので、東白川村の場合は役場の窓口で申請することになります。申請期間は、罹災から原則30日以内となっております。絶対30日以内ということではありませんが、原則30日以内。この理由は、災害発生日より時間が経過し過ぎていると、現場の被害状況が適切に把握できないことがあると思われるからです。被害に遭われましたら、状況を確認できる写真を撮影しておくことをお勧めします。

申請できる方は、罹災した家屋に居住する世帯の方であります。借家などの賃貸物件の場合は、家屋の所有者の方となります。申請するときに必要なものは、本人確認証となる運転免許証やマイナンバーカードなど顔写真つきのもの場合は1点、保険証など顔写真がないものは2点の本人確認証が必要です。必要な書類が用意できれば、窓口へ来なくても郵送でも申請できます。自転車や倉庫などは、罹災届出証明書という別のものを発行します。被害家屋調査はこの場合は行いませんので、写真など御用意していただけるとありがたいです。

いずれにしても、大規模災害が発生した場合は、役場も人命確保や避難所の設置、生活インフラの被害状況の把握など、体制整備に時間がかかりますので、災害が発生し被害に遭われた場合、

身の安全を確保し、十分落ち着いてから役場に御相談いただくようよろしくお願いします。以上です。

[3番議員挙手]

○議長（今井美和君）

3番。

○3番（安江健二君）

分かりました。

高齢で、自分で写真撮影とかそういった書類の提出ができないというような場合は、代理の者がやるのか、行政の方が代理でやっていただけるのか、その辺のあたりをちょっと伺いたいです。

○議長（今井美和君）

村民課長 安江透雄さん。

○村民課長（安江透雄君）

窓口へ来られたときに、写真があると現在の状況が把握しやすいということだけでございますので、別に写真がなくても結構です。

[3番議員挙手]

○議長（今井美和君）

3番。

○3番（安江健二君）

分かりました。

それでは、第4の質問に入ります。

災害時、市町村の自治体は被害情報を収集し、応急対策業務を行うとともに、国や都道府県に対して情報提供を行い、援助要請を行うこととされております。地震や風水害等に伴う土砂災害等により、道路等の外部との物理的なアクセスが断絶し、人や物資の移動、流通が困難になるとともに、通信設備の損壊や、通信や電力ケーブルの断線等が起こることで通信が利用できなくなり、通信孤立地域が発生する場合があります。

被災により通信機能が果たせなくなった場合を想定して、総務省は災害に強い情報通信インフラの構築で、災害発生時に災害対策用移動通信機器及び移動電源車を速やかに被災地に搬送して貸与するとあります。これも一つの方法かとは思いますが、情報通信の対応全般につきましての村の考えをお伺いいたします。

○議長（今井美和君）

地域振興課長 今井信和さん。

○地域振興課長（今井信和君）

ただいまの議員の質問にお答えをします。

災害時における通信機能の確保は、被災地での迅速な情報収集や救助活動において極めて重要です。総務省では、非常災害時に重要通信の確保を目的として、全国に衛星携帯電話、簡易無線機、

衛星インターネットなどの災害対策用移動通信機器を備蓄され、地方公共団体へ貸出体制が整備されています。

東海総合通信局の管内には、衛星携帯電話3台、簡易無線機485台、衛星インターネット7台などが現在配備されていますので、本村においても、情報通信の機能に障害が発生した場合には通信機器の貸与を要請することができます。また、電源供給支援として、移動電源車の貸与についても、災害の発生により重要な情報通信ネットワークの維持に支障が生じた場合に貸与され、被災地に搬送していただけることになっています。

総務省では、貸与可能な防災行政無線中継局用等の電源供給を目的とした中型移動電源車3台、避難所におけるテレビ・ラジオ、携帯端末の電源供給を目的とした小型移動電源車6台が整備されており、東海管内には中型電源車1台が配備されています。

しかし、大規模災害の発生時には、国から貸与できる通信機器や移動電源車の台数には限度があり、また被害状況によっては到着が遅れることも想定されます。本村の非常時の備えは引き続き必要となります。

例えば、村では防災情報などの伝達手段としてCATVの告知放送で各家庭に放送いたしますが、停電時にはセンター機器の非常電源装置が作動しますので、3日分の燃料を役場で確保しています。また、防災行政無線は、各自治体の自主防災会長さんの御自宅に配備されていますので、非常時における通信手段の確保がされている状況です。

また、災害時の非常用電源は、役場の公用車プラグインハイブリッド車1台を移動電源車として整備していますし、役場指定避難所や防災備蓄倉庫に発電機が配備されていますので、停電時における緊急的な電源の確保はできています。

いずれにいたしましても、村としましては、引き続き国・県などの関係機関と連携しながら、災害時の通信手段の確保と停電の長期化に対して備えてまいりたいと思います。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（今井美和君）

3番。

○3番（安江健二君）

よく分かりました。よろしくお願いをしたいと思います。

それでは、最後の質問に入ります。

集落が道路の決壊などで孤立した場合に、最も必要とされるのが飲料水と食料の確保であると思います。能登半島地震のときにも、人口密集の都市部や道路の状況のよいところ（車両通行可能）では給水車が随分と活躍をしていたようです。現実的には、備蓄倉庫の食料や水に頼らないで自身での備えが必要ではないでしょうか。ライフラインが停止して冷蔵庫が使えなくても、かなりの期間、日もちのする食品も多くあるようです。集落に住む住民が当事者意識を持ち、来るべき災害に備える。行政としては、さらなる啓蒙運動が必要ではないかと思います。この件につきましての村の考えをお伺いいたします。

○議長（今井美和君）

総務課長 河田孝さん。

○総務課長（河田 孝君）

安江健二議員の御質問にお答えをします。

まず、防災において自助・共助・公助という言葉がよく使われます。これを例えるならば、個人・地域・行政と言えると思います。災害でいえば、各家庭で非常用バッグを備えておくことが自助、それを持って避難所へ行き共同生活をするのが共助、炊き出しや仮設住宅の整備が公助と例えることができます。

今年発生した能登半島地震では、元日の発災ということも相まって、地元の人はもちろんですが、帰省客、観光客も含めて想定外の避難者があったと聞いています。このとき、公助を担う行政の機能はどうなったでしょうか。混乱で麻痺したことは想像に難くありません。能登半島地震の被災地支援に行った職員からは、全ての避難者ということではありませんけれども、1日目は備蓄の食料を食べ、2日目は避難者が自宅からお節料理を持ち寄り、3日目になると公民館講座の材料を使っておはぎを作って分け合ったといった話を聞き、報告をしています。公助が行き届かない場面において、自助と共助の大切さを改めて感じる話であると思います。

議員御指摘のとおり、個人の備えはとても大切なことで、一人一人の意識を高めることは、ひいては命を守ることに直結します。毎年行う総合防災訓練だけでなく、今後は広報やCATVなどの媒体を活用した定期的な啓発活動にも取り組んでいきたいと考えてございます。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（今井美和君）

3番。

○3番（安江健二君）

ありがとうございました。

災害は予測することができますか。これは一般的によくある質問だと言われていますが、洪水、台風、大雪などは事前情報である程度は予測ができます。しかし、地震は予測することが全くできません。万一の災害時には、自助・共助・公助が互いに連携して一体となることで、被害を最小限にすることができて、早期の復旧・復興につながるものではないかと思います。住民の皆様方の災害に対する備えとさらなる意識の高揚を願い、私の質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（今井美和君）

ここで暫時休憩とします。

CATV職員の退室を求めます。

午前11時06分 休憩

午前11時07分 再開

○議長（今井美和君）

会議を再開します。

◎報告第1号及び報告第2号について（提案説明・質疑）

○議長（今井美和君）

日程第8、報告第1号 令和5年度決算に基づく財政健全化判断比率の報告について及び日程第9、報告第2号 令和5年度決算に基づく資金不足比率の報告についての2件を一括して議題とします。

本件について、報告者の説明を求めます。

会計管理者 安江真紀子さん。

○会計管理者（安江真紀子君）

報告第1号 令和5年度決算に基づく財政健全化判断比率の報告について。このことについて、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により監査委員の意見を付して報告する。令和6年9月5日提出、東白川村長。

次のページをお願いします。

令和5年度決算に基づく財政健全化判断比率。実質赤字比率、連結実質赤字比率、ともになしとなります。括弧内は国の基準比率となります。実質公債費比率15.8%、将来負担比率32.6%。以下については説明を省略させていただきます。

次のページを御覧ください。

令和5年度決算に基づく財政健全化判断比率審査意見書。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により審査に付された、令和5年度決算に係る財政健全化判断比率を審査した結果及び意見は、別紙のとおりである。令和6年9月5日提出。以下を省略させていただきます。東白川村長。

次のページになります。

令和5年度東白川村財政健全化判断比率審査意見書。審査に付されました健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項につきましては、いずれも適正に作成されているものと認められていますのでお願いいたします。以下は同様となりますので、説明は省略させていただきます。

次のページを御覧ください。

報告第2号 令和5年度決算に基づく資金不足比率の報告について。このことについて、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により監査委員の意見を付して報告する。令和6年9月5日提出、東白川村長。

次のページになります。

令和5年度決算に基づく資金不足比率。簡易水道事業会計、小規模集合排水処理事業会計、資金不足比率は、ともに該当がありませんのでお願いします。備考欄並びに以下は省略させていただきます。

次のページになります。

令和5年度決算に基づく公営企業会計資金不足比率審査意見書。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により審査に付された、令和5年度決算に係る資金不足比率を審査した結果及び意見は、別紙のとおりである。令和6年9月5日提出。以下を省略します。東白川村長。

次のページになります。

令和5年度東白川村公営企業会計資金不足比率審査意見書。これにつきましても資金不足比率の該当がございませんので、説明を省略させていただきます。以上となります。

○議長（今井美和君）

ただいまの報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、報告第1号 令和5年度決算に基づく財政健全化判断比率の報告について及び報告第2号 令和5年度決算に基づく資金不足比率の報告についての2件の報告を終わります。

◎議案第38号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（今井美和君）

日程第10、議案第38号 東白川村過疎地域持続的発展計画の変更について議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 河田孝さん。

○総務課長（河田 孝君）

議案第38号 東白川村過疎地域持続的発展計画の変更について。東白川村過疎地域持続的発展計画を別紙のとおり変更することについて、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項において準用する同条第1項の規定に基づき、議会の議決を求める。令和6年9月5日提出、東白川村長。

今回の変更につきましては、次の内容を過疎地計画に位置づけるものでございます。

次のページを御覧ください。

過疎地域持続的発展市町村計画（変更）でございます。

区分につきましては、最初に3. 産業の振興でございます。

変更につきましては、(3)計画、事業年度は令和3年度から7年度、事業名は(3)経営近代化施設農業で、事業内容はふるさと企画機械整備、生ごみ処理機一式、事業主体はふるさと企画で、トマトジュース製造時の残渣を処分するための生ごみ処理機の購入でございます。東白川村過疎地域持続的発展計画の18ページ、表16行目に追加をするものでございます。

次に、区分7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進でございます。

変更につきましては、(3)計画、事業年度は令和3年度から7年度、事業名は(8)過疎地域持続的発展特別事業で、事業内容は子育て支援総合推進事業、子ども・子育て支援事業計画を策定するものでございます。先ほどと同様で、34ページの表11行目に追加をするものでございます。

次のページを御覧ください。

区分9. 教育の振興でございます。

変更につきましては、(3)計画、事業年度は令和3年度から7年度で、事業名は(1)学校教育関連施設で、事業内容は公の施設等省エネ化事業、中学校体育館のLED化で、中学校体育館の照明をLED化にするものでございます。先ほどと同様で、37ページの表1行目に追加をするものでございます。

次に、区分11. 地域文化の振興等でございます。

変更につきましては、(3)計画、事業年度は令和3年度から7年度、事業名は(1)地域文化振興施設等で、事業内容は公の施設等省エネ化事業、五加センターLED化で、五加センターの照明をLED化にするものでございます。先ほどと同様、39ページ、表1行目に追加をするものでございます。以上でございます。

○議長（今井美和君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第38号 東白川村過疎地域持続的発展計画の変更についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第38号 東白川村過疎地域持続的発展計画の変更については、原案のとおり可決されました。

◎議案第39号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（今井美和君）

日程第11、議案第39号 財産の取得についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 河田孝さん。

○総務課長（河田 孝君）

議案第39号 財産の取得について。次のとおり財産を取得したいので、地方自治法第96条第1項第8号及び東白川村議会の議決に付すべき財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。令和6年9月5日提出、東白川村長。

記、財産の名称・数量並びに設置場所。名称、村長送迎用車両、数量1台、設置場所、東白川村神土平地内。

取得の目的、村長車の老朽化に伴う更新取得、リースで72回の購入でございます。

取得の方法、指名競争入札。

取得予定価格700万9,200円。

購入先、岐阜県加茂郡東白川村越原1009番地2、ウィズドライブ株式会社でございます。

これにつきましては、先般の全協でも説明させていただきましたけれども、11年前のクラウンを11年間使用いたしまして、老朽化したということで、新たにリースで村長車を購入するものでございます。以上でございます。

○議長（今井美和君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第39号 財産の取得についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第39号 財産の取得については、原案のとおり可決されました。

◎議案第40号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（今井美和君）

日程第12、議案第40号 東白川村非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を

改正する条例についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 河田孝さん。

○総務課長（河田 孝君）

議案第40号 東白川村非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。東白川村非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。令和6年9月5日提出、東白川村長。

次ページ、改め文を御覧ください。

東白川村非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

東白川村非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

46 東白川村義務教育学校設立準備委員会委員、年額1万円。

この条例につきましても、東白川村義務教育学校設立準備委員会設置に伴い、委員会の委員に対し報酬を支給するため、条例の一部を改正、支給対象の委員を増やすものでございます。

附則、この条例は公布の日から施行し、令和6年7月1日から適用する。以上でございます。

○議長（今井美和君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第40号 東白川村非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第40号 東白川村非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第41号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（今井美和君）

日程第13、議案第41号 東白川村国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村民課長 安江透雄さん。

○村民課長（安江透雄君）

議案第41号 東白川村国民健康保険条例の一部を改正する条例について。東白川村国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。令和6年9月5日提出、東白川村長。

次のページをお願いします。

東白川村国民健康保険条例の一部を改正する条例。

東白川村国民健康保険条例（平成21年東白川村条例第31号）の一部を次のように改正する。

本文の朗読を省略させていただき、新旧対照表を御覧ください。

新旧対照表の2ページ部分になりますが、今回の一部改正の要旨は、令和6年12月2日から被保険者証の資格の異動・取得の際に、新規発行がなくなることに伴い、現行条例第11条中、関係する文言、下線部分の削除・訂正を行うものです。

本文へお戻りください。

附則、（施行期日）第1条、この条例は令和6年12月2日から施行する。

（経過措置）第2条、この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。以上です。

○議長（今井美和君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第41号 東白川村国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを採決します。お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第41号 東白川村国民健康保険条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩とします。

午前11時24分 休憩

午後 1 時00分 再開

○議長（今井美和君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第42号から議案第47号までについて（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（今井美和君）

日程第14、議案第42号 令和6年度東白川村一般会計補正予算（第3号）から日程第19、議案第47号 令和6年度東白川村簡易水道事業会計補正予算（第1号）までの6件について、補正関連により一括議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

総務課長 河田孝さん。

○総務課長（河田 孝君）

議案第42号 令和6年度東白川村一般会計補正予算（第3号）。令和6年度東白川村一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,443万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億815万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）第2条 既定の債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。令和6年9月5日提出、東白川村長。

2ページからの第1表 歳入歳出予算補正の朗読を省略させていただき、5ページ、第2表 債務負担行為補正から説明させていただきます。

第2表 債務負担行為補正。

（追加）事項、村長送迎用車両、期間、令和7年度から令和12年度まで、限度額706万9,000円でございます。

購入後11年を経過し、走行距離も17万3,000キロとなっている村長車をこのほど更新するものでございます。以上でございます。

次のページを御覧ください。

第3表 地方債。

地方債補正、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、変更前と変更後は同じでございますので、省略させていただき、変更点のみ御説明を申し上げます。

起債の目的、過疎対策事業、変更前、限度額1億720万円、変更後、限度額を1億100万円とします。

次に、8ページからの事項別明細書の説明を省略させていただき、10ページ、歳入からお願いします。

2. 歳入。

8款1項1目地方特例交付金、補正額861万円の追加。説明欄を御覧ください。個人住民税減収補填特例交付金31万円の追加、定額減税減収補填特例交付金830万円の追加。それぞれ確定による追加でございます。

10款1項1目地方交付税でございます。補正額7,165万1,000円の追加。説明欄を御覧ください。普通交付税で収支のバランスを取るものでございます。

11款1項6目農林水産業費分担金、補正額7万5,000円の追加。農業用施設等修繕工事分担金でございます。

13款1項3目民生費国庫負担金、補正額13万1,000円の追加。説明欄を御覧ください。介護保険低所得者保険料軽減負担金（過年度分精算金）でございます。

次に、4目衛生費国庫負担金6万円の追加でございます。予防接種健康被害給付金でございます。これは、新型コロナウイルスワクチンの接種に係る健康被害の分でございます。

次に、13款2項2目総務費国庫補助金1,726万3,000円の追加。物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の追加でございます。これは定額減税補足給付金に充当するものでございます。

14款1項3目民生費県負担金、補正額6万5,000円の追加。介護保険低所得者保険料軽減負担金（過年度分精算金）でございます。

14款2項4目衛生費県補助金、補正額7,000円の追加。岐阜県医療機関等物価高騰対策支援金でございます。

6目農林水産業費県補助金64万6,000円の追加。説明欄を御覧ください。森林病虫害等防除補助事業補助金が7万4,000円の追加。自伐林家型地域森林整備事業補助金が7万2,000円の追加。

次のページを御覧ください。

県産材販路拡大・競争力強化支援事業補助金50万円の追加。これにつきましては、全国木のまちサミットに充当するものでございます。

16款1項2目指定寄附金、補正額1,403万円の追加でございます。ふるさと思いやり基金の指定寄附金でございます。4月分から7月分ということで、4月が523万5,500円、5月が251万2,500円、6月、337万6,500円、7月、290万6,000円で、以上の寄附金でございます。

次に、17款2項5目介護保険特別会計繰入金207万8,000円の追加でございます。介護保険特別会計過年度精算分の繰入金でございます。

6 目後期高齢者医療特別会計繰入金12万8,000円の追加。後期高齢者医療特別会計繰入金でございます。

19款4項4目雑入でございます。補正額589万5,000円の追加でございます。説明欄を御覧ください。過年度分定住促進補助金の返還金が30万円。これにつきましては、令和3年度定住促進補助金を交付した方が、予定していた物件を購入されなかったため返還となったものでございます。次に、後期高齢者医療療養給付費負担金過年度精算還付金でございます。310万5,000円の追加。ワクチン生産体制等緊急整備基金249万円の追加でございます。これにつきましては、65歳以上の高齢者と64歳未満の病気のある方につきまして、国から1人1万5,300円の分の8,300円を国が基金を積み立てて支払うものでございます。300人分を計上してございます。

次に、20款1項2目総務債でございます。補正額200万円の追加。これにつきましては、公の施設等省エネ化事業の額の確定によるものでございます。

6目農林水産業債でございますが、820万円の減額でございます。県単林道事業、トマト選果施設の整備事業で、県単林道につきましては540万円の減額、トマト選果施設につきましては280万円の減額ということで、過疎債の額の激減によるものでございます。

歳入は以上でございます。

続きまして、歳出をお願いします。

人件費の補正が何か所か出てまいりますけれども、今回の人件費の補正につきましては、児童手当法の改正、これは10月からの拡充分と、共済費では標準報酬月額改定を反映させるためのものが含まれておりますので、お願いをしたいと思います。

2款1項1目一般管理費、補正額1,788万円の追加でございます。説明欄を御覧ください。総務一般管理費で1,691万6,000円の追加でございます。給料から共済費につきましては人件費の補正となりますが、8月に人事異動がございましたので、これを反映させるものでございます。需用費、施設修繕料が70万6,000円の追加。これにつきましては、役場本館の空調の故障の分でございます。積立金、ふるさと思いやり基金積立金で1,403万1,000円の追加。先ほど説明したとおりでございますが、4月から7月分の積立てでございます。

公共交通事業でございますが、96万4,000円の追加でございます。これにつきましては、社会福祉協議会から運転手が会計年度職員として村の職員になることを受けまして、手当を追加するものでございます。次に、役務費の保険料でございますが、17万8,000円の追加。これにつきましては、社協が所有する車のうち3台を村の名義にするということで、そのうちの1台につきましては、社協の職員も役場の職員も運転できるようにということで保険を民間のものにさせていただきます。この民間分が17万8,000円ということでございます。それから、使用料及び賃借料の26万円の追加。車両借上料ということでございますが、これにつきましては、先ほど出ております社協の3台の車両のうち1台がリースで購入しておる関係で、そのリースの名義が村に変わるということで26万円追加するものでございます。

2目の文書広報費でございますが、5,000円の追加。これにつきましては、広報広聴活動で10月

から値上げされます郵便料に対応する補正でございます。5,000円の追加でございます。

5目財産管理費78万円の追加でございます。庁用車の管理費でございますが、自動車損害共済保険料ということで、先ほど3台のうちの1台は民間の保険と言いましたけれども、2台のほうが共済のほうの保険ということで7万6,000円追加をするものでございます。

行政情報化推進費70万4,000円の追加でございます。これにつきましては、全職員を対象にDX推進研修を実施する計画で、乗り遅れないためにということで、この研修を全職員対象に行うということで、それに対応しまして講師の謝金と講師の費用弁償を予算化するものでございます。修繕料の事務機器等修繕料55万円の追加でございますが、これにつきましては、サーバー室が結露によるLGWANのルーターの取替えというような内容でございます。

6目企画費、日本で最も美しい村推進事業14万3,000円の追加でございます。

次ページを御覧ください。

修繕料、これも修繕料ですが、日本で最も美しい村看板修繕料ということで、9月19日から20日まで再審査が行われますが、その前に色あせが著しい越原境と五加境の看板2枚について修繕を行うものでございます。

13目新型コロナウイルス感染症対応事業でございます。補正額212万9,000円の減額でございます。説明欄を御覧ください。【新型コロナ】の公の施設等省エネ化事業で212万9,000円の減額でございますが、これは工事の確定によるものでございます。今年度は2年目ということで、中学校体育館と五加センターのLED化を行ってございます。

次に、14目物価高騰対策費でございます。1,664万9,000円の追加でございます。調整給付金事業で給付金・定額減税一体支援ということで、これにつきましては先般全協でも説明させていただきましたが、定額減税で、これは所得税3万円、住民税1万円ということですが、これがし切れないと見込まれる所得水準の方へ給付を行うものでございます。対象者につきましては935人、納税義務者はうち401人ということでございます。この事業を行うために、郵便料で8万9,000円と1,656万円につきましては補助金という形になります。

次に、2項1目税務総務費でございますが、補正額26万7,000円の追加でございます。税務総務費につきましては、人件費の補正でございます。

次に、2目の賦課徴収費でございます。補正額24万円の追加。これにつきましては、村税還付償還金ということで24万円の追加でございます。

次に、税務情報化推進費でございますが、物価高騰対応重点支援臨時交付金の交付金61万4,000円が特定財源として入ってくることによる財源補正でございます。

次に、3項1目の戸籍住民基本台帳費、補正額ゼロ。これにつきましては、戸籍電算化システム運営事業でシステムの更新作業に当たるものでございますが、委託料と備品購入費を組替えを行うものでございます。

次に、2目の住民情報処理費、これにつきましても同じでございますが、住基システムの更新作業を行う事業でございますが、委託料と備品購入費を組替えを行うものでございます。

次のページを御覧ください。

3款1項1目住民福祉費162万7,000円の追加でございます。最初に、住民福祉費一般は人件費の補正でございます。

次に、遺家族等援護事業につきましては、委託料で平和祈念館の遺品展示室の改修工事設計委託料でございます。120万4,000円の追加でございます。場所につきましては、先般全協でも説明がございましたけれども、はなのき別館の1階の情報室になる予定でございます。

国民健康保険特別会計繰出金でございます。29万5,000円の追加でございます。これは、人件費に伴う補正で、国民健康保険特別会計のほうに繰り出す分でございます。

次に、2目福祉医療費でございますが、224万円の追加でございます。説明欄を御覧ください。福祉医療費で償還金のところでございますが、前年度福祉医療費助成事業の補助金の精算返還金ということで、精算額の確定によるものでございます。224万円の追加でございます。

3目の保健福祉費88万9,000円の追加でございます。介護保険特別会計繰出金につきましては、26万4,000円の追加でございます。これは、介護保険特別会計の繰出金で過年度介護保険料の軽減分でございます。

それから、保健福祉費一般では62万5,000円の追加でございます。人件費の補正でございます。

次に、3款1項4目の老人福祉費でございますが、補正額6万円の追加でございます。地域包括支援センターの運営事業で6万円の追加でございますが、この内容は健康まつりの際に聞こえの相談会を実施するということになりまして、医師に支払う謝礼と、費用弁償につきましては会計年度任用職員の通勤分の費用弁償の不足分でございます。

4款1項1目保健衛生総務費、補正額280万9,000円の追加でございます。保健衛生総務費一般で275万9,000円の追加でございます。ここは人件費となりますけれども、職員1名が10月に育休から復職をするということで、その分の人件費となります。

次のページですが、狂犬病予防事業でございます。補助金でございますが、不妊去勢手術の助成金ということで、これは猫の不妊去勢手術の補助金の追加でございます。当初は25件を見ておりましたけれども、プラス10件分ということで5万円の追加でございます。

次に、予防費36万7,000円の追加でございます。まず予防接種事業でございますが、補助金のほうで予防接種等助成金で30万6,000円の追加でございますが、これにつきましては18歳未満の方を無料にするコロナのワクチン接種ですが、18歳未満の方は無料にするということで、1万5,300円の20人分を計上したものでございます。それから財源のところを見ていただきますと、249万円とありますが、その他のところですね。これはワクチン生産体制の緊急整備基金と先ほど説明したとおりでございますが、国が支払う8,300円分を基金に積み立てたものを繰り入れておる内容でございます。

新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業6万1,000円の追加でございます。予防接種健康被害給付金というふうになっておりますが、これは昨年10月18日にコロナワクチンの接種が行われた方が副作用で健康被害に遭われたというようなことで、この個人負担分の給付でございます。

次に、3目の母子健康センター費につきましては、7,000円の特定財源が入っておりますが、これは県医療機関等物価高騰対策支援金の充当で7,000円いただきましたので、これを充当して母子健康センター費のほうを財源補正するものでございます。

環境対策費675万円の追加でございます。環境総務費で675万円の追加でございますが、これにつきましては人件費の補正ということでございます。それから、補助金のほうで簡易水道事業会計のほうの補助金ということで667万5,000円を支出するものでございます。事業会計への繰り出しの形になりますが、補助金という形になってございます。

6目廃棄物対策費でございます。30万円の追加でございます。一般廃棄物対策事業で30万円の追加ですが、内容につきましては、補助金で生ごみ処理機の設置補助金の追加ということで6台分を追加するものでございます。既に5台補助済みでございまして、3台が申請待ちというような状態でございます。

それから、6款1項1目農業委員会費でございますが、補正額4万9,000円の追加。ここにつきましては人件費の補正となります。

それから、3目の農業振興費でございますが、これにつきましては財源補正でございます。トマト選果施設の整備支援事業につきまして、過疎債額の決定ということで財源補正を行うものでございます。

7目の農地費でございます。341万8,000円の追加でございます。農地総務費341万8,000円でございますが、工事請負費の農業用施設小規模修繕等単価契約工事につきましては、既に発注済みが80万円ということで、20万円の5件分を今回補正するものでございます。それから、補償補填及び賠償金でございます。用地等補償費でございますが、県営農業施設強化対策事業の越原笹屋地区の全筆買収に充てるものでございます。241万8,000円でございます。財源のその他で7万5,000円でございますが、これにつきましては農業用施設の修繕工事分担金でございます。

2項2目の林業振興費でございます。175万8,000円の追加でございます。まず一般林業振興費でございますが、12万1,000円の追加でございますが、これにつきましては森林保育事業の補助金で補助金の追加でございます。

それから枯損木処理緊急整備事業14万9,000円の追加でございますが、これにつきましては枯損木処理委託料になりますけれども、県の単価の改定に伴うもので14万9,000円の追加となります。

自伐林家型地域森林整備事業につきましては8万8,000円の追加。これにつきましても、県単価の改定に伴う補正となります。

次のページを御覧ください。

全国木のまちサミット事業140万円の追加でございます。委託料につきましては、講師である涌井先生の講演委託料ということで100万円の追加、それから補助金のほうで木のまちサミット開催事業補助金40万円の追加でございます。まず、涌井先生の委託料につきましては、先ほどちょっと説明しましたが、県産材販路拡大競争力強化支援補助金50万円が県から出ております。それを充当いたします。それから、木のまちサミットの開催事業補助金につきましては、実行委員会の

補助金ですが、当初の見込みよりも下がったため40万円を追加するものでございます。

3目の林道総務費でございますが、767万6,000円の追加でございます。林道総務費で、委託料では林道測量設計委託料、これは前山谷線でございます。467万6,000円。補助金では、林道リフレッシュ事業の補助金300万円の追加でございます。大沢林道全線でございます。

7款1項2目地域づくり推進費でございますが、5,095万4,000円の追加でございます。東白川つながるナビ事業につきましては、定住促進補助金の不足分を追加し、当初は頭出しだったということで、その不足分の追加ということでございます。43万8,000円の追加でございます。

それから地域産業活性化対策事業につきましては、1,009万4,000円の追加でございます。報償費で、つちのこメンバーズカード商品券ポイント還元が244万1,000円、地域産品活性化コンサルティング委託料が665万3,000円、補助金で商工業新規開業支援補助金が1社分で100万円でございます。このうち地域産品活性化コンサルティング委託料でございますが、これは地域産品の活性化を目的に商品化ですとか、販売促進等の指導、アドバイスの業務を行うものでございます。

ふるさと納税事業でございます。3,836万8,000円の追加でございます。報償費は、先ほど村長さんの挨拶にも説明がありましたけれども、ふるさと納税の還元記念品で2,100万円の追加でございます。当初は、予算の都合上、目標3,000万ということで予算を組ませてもらっていましたが、目標を1億に変えてきたということで、これに伴うふるさと納税は補正予算になります。封筒印刷費が18万4,000円の追加。役務費では総額で1,191万6,000円の追加で、宅急便料金はのうち900万円を見ております。手数料、ふるさと寄附金クレジットカード決済手数料110万1,000円の追加。使用料及び賃借料では、ふるさと寄附金受付決済システム使用料が526万8,000円の追加、これにつきましてはポータルサイトに支払う分でございます。ポータルサイトにつきましては、ふるさとチョイスやふるなび、楽天やさとふる等がございます。

集落支援員事業でございますが、205万4,000円の追加。これにつきましては人件費に伴う追加となります。

次に、8款2項1目道路橋梁維持費でございますが、208万3,000円の追加。説明欄を御覧ください。道路橋梁維持事業で200万円の追加でございますが、小規模修繕等単価契約工事の追加でございます。当初300万円の予算化を確保しておりましたが、既に発注済みが292万円ということで、追加で10件分を行うものでございます。

道の駅管理費8万3,000円の追加。施設修繕料となっておりますが、多目的トイレの手洗いの修繕でございます。

10款1項2目、280万6,000円の減額でございます。説明欄を御覧ください。教育委員会事務局費の人件費となりますが、これにつきましては、先ほど総務課のところでも話をしましたけれども、8月の人事異動に伴う人件費の補正ということでございます。

次に、2項の1目学校管理費、補正額243万円の追加でございます。説明欄を御覧ください。スクールバスの管理費で243万円となっておりますが、これは人件費の補正となりますが、会計年度任用職員のスクールバス運転手が7月18日から採用いたしましたので、それに伴う人件費の補正と

なります。

一般会計は以上でございます。

○議長（今井美和君）

村民課長 安江透雄さん。

○村民課長（安江透雄君）

議案第43号 令和6年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。令和6年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ359万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億943万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和6年9月5日提出、東白川村長。

2ページ、3ページの第1表 歳入歳出予算補正と、5ページ、6ページの事項別明細書の朗読を省略させていただき、7ページの歳入からお願いします。

5款1項1目一般会計繰入金、補正額29万5,000円。説明欄を御覧ください。職員給与等の繰入金になります。

6款1項1目繰越金、補正額329万6,000円。説明欄を御覧ください。前年度繰越金を充当するものです。

次のページをお願いします。

歳出。

1款1項1目一般管理費、補正額29万5,000円。説明欄を御覧ください。一般管理費の職員手当等、共済費、その下の需用費に関しましては、12月2日から始まるマイナ保険証関係の資格確認証を作成するためのものです。

7款1項3目保険給付費等交付金償還金、補正額329万6,000円。説明欄を御覧いただきまして、給付費の前年度の精算による返還金です。

次をお願いします。

議案第44号 令和6年度東白川村介護保険特別会計補正予算（第1号）。令和6年度東白川村介護保険特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,769万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億2,569万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和6年9月5日提出、東白川村長。

2ページ、3ページの第1表 歳入歳出予算補正と、5ページ、6ページの事項別明細書の朗読を省略させていただき、7ページの歳入からお願いします。

6款1項5目介護保険料軽減事業繰入金、補正額26万3,000円。前年度の精算分です。

7款1項1目繰越金、補正額2,743万2,000円。説明欄を御覧ください。前年度繰越金を充当する

ものです。

次のページをお願いします。

歳出。

4款1項1目介護給付費準備基金積立金、補正額946万6,000円。説明欄を御覧ください。前年度の保険料充当残を基金に積立てする基金積立金です。

7款1項2目給付費償還金、補正額1,603万6,000円。説明欄を御覧ください。国庫の負担金で488万4,000円、県の負担金で494万1,000円、支払基金の返還金で621万1,000円をそれぞれ返還するものです。

3目の交付金償還金、補正額11万4,000円。説明欄を御覧ください。地域支援事業の国庫交付金で7万6,000円、県交付金で3万8,000円をそれぞれ精算により返還するものです。

7款2項1目一般会計繰出金、補正額207万9,000円。説明欄を御覧ください。前年度給付費の村負担分を精算により一般会計へ返還するものです。

介護保険は以上です。

○議長（今井美和君）

診療所事務局長 安江輝彦さん。

○診療所事務局長（安江輝彦君）

議案第45号 令和6年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第2号）。令和6年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ69万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,157万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和6年9月5日提出、東白川村長。

2ページから4ページの第1表 歳入歳出予算補正、5ページ、6ページの事項別明細書の総括を省略させていただき、7ページ、歳入から説明いたします。

2. 歳入。

3款2項1目医業費補助金、補正額7,000円の追加。説明欄を御覧ください。岐阜県医療機関等物価高騰対策支援金で、入院病床のない診療所への一律の金額です。

次に、6款1項1目繰越金、補正額58万5,000円。前年度繰越金です。収支のバランスを取るためのものです。

次に、8款1項1目指定寄附金、補正額10万円の増額。診療所指定寄附金として、医療設備整備基金寄附金を1名の方からいただいたものであります。

8ページをお願いします。

3. 歳出。

1款1項1目、総務費、一般管理費、補正額28万4,000円。説明欄を御覧ください。総務一般管理事業で28万4,000円、職員手当の増。内訳としましては、期末手当（一般職）が5万円の追加、

再任用職員が32万円の減、会計年度任用職員が32万円の増、勤勉手当は27万3,000円の増、内訳で一般職員分が5万円の増、再任用職員22万7,000円の減、会計年度任用職員45万円の増ということです。通勤手当（再任用職員）分が3万9,000円の減、いずれも職員の昇給及び予算組替えに伴う補正となります。

次に、2款1項2目医療管理費、補正額30万8,000円の増。説明欄を御覧ください。医療事業で、需用費、修繕料として医療機器の修繕料の補正をお願いするものです。修繕する機器としましては、外来で使用しております血液検査装置、こちらは赤血球やヘモグロビンといったものを測定するものですが、内部で液漏れをしておりますして修繕が必要となっております。現在は代替機を使用しています。

9ページをお願いします。

3款1項1目基金積立金、補正額10万円の増。先ほど歳入で御説明いたしました御寄附につきまして、医療設備等整備基金積立金に積み立てるものであります。

国保診療所特別会計については以上です。

○議長（今井美和君）

村民課長 安江透雄さん。

○村民課長（安江透雄君）

議案第46号 令和6年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。令和6年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,352万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和6年9月5日提出、東白川村長。

2ページ、3ページの第1表 歳入歳出予算補正と5ページ、6ページの事項別明細書の朗読を省略させていただき、7ページの歳入からお願いします。

5款2項1目雑入、補正額12万8,000円。説明欄を御覧ください。広域連合からの保健事業の負担金の精算還付金です。

6款1項1目繰越金、補正額1,000円。前年度繰越金で端数を調整するものです。

次のページをお願いします。

歳出。

4款1項2目償還金、補正額12万9,000円。説明欄を御覧ください。広域連合からの負担金の償還金を一般会計へ戻入れするものです。以上です。

○議長（今井美和君）

建設環境課長 有田尚樹さん。

○建設環境課長（有田尚樹君）

議案第47号 令和6年度東白川村簡易水道事業会計補正予算（第1号）。

第1条 令和6年度東白川村簡易水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和6年度東白川村簡易水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

まず収入でございますが、第1款第2項営業外収益を667万5,000円増額しまして1億7,022万8,000円に、収入の合計を2億1,847万5,000円とするものです。

続いて支出ですが、第2款第1項営業費用を667万5,000円増額しまして2億951万4,000円に、支出の合計を2億1,847万5,000円とするものです。

第3条 予算第7条中「1億9,930万3,000円」を「2億597万8,000円」に改める。

第4条 予算第8条中「153万9,000円」を「223万9,000円」に改める。令和6年9月5日提出、東白川村長。

そうしましたら、2ページの実施計画書から8ページまでの貸借対照表は詳細資料でありますので、10ページを御覧ください。

令和6年度簡易水道事業会計補正予算（第1号）附属書類にて、詳細の説明をさせていただきます。

収益的収入及び支出。

まず収入でございますが、1款2項2目1節他会計補助金、補正額667万5,000円の増。一般会計からの補助金になります。収支のバランスを取らせていただきます。

支出でございます。

2款1項2目配水及び給水費、15節委託料、補正額27万5,000円の増。水道漏水調査委託料の追加補正でございます。

2款1項2目配水及び給水費、33節材料費でございますが、補正額70万円の増。漏水修繕工事にて使用する材料費でございます。漏水対応のための管材が不足してきましたので、追加の補正をお願いするものでございます。水道管には様々な管種、口径があり、継ぎ手も多種多様でございます。村では、緊急時への対応を行うため常時備蓄し、非常時の対応に備えておるものでございます。

2款1項2目配水及び給水費、36節工事請負費、補正額570万円の増。緊急時の漏水修繕対応の予算が不足しておりますので、200万円の追加補正をお願いし、先日の全員協議会で説明をさせていただいた大明神地内の越原付知線水道添架修繕370万円も含めて補正をお願いするものでございます。以上です。

○議長（今井美和君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

5番。

○5番（今井美道君）

それでは、一般会計の17ページになりますけれども、総務費、2款3項の1目、2目についてですけれども、関連がありますので、1目、2目併せて質問させていただきたいと思いますが、戸籍電算化システム事業のほうが、当初委託料で見ておったものが備品購入費、住民情報のほうが、備品購入費で見ておったものが委託料と組替えがなされておるわけなんですけど、これがどういう経緯でこうなったのかと、何かこうすることによってメリットがあるのかどうか、ちょっと状況をお聞かせください。

○議長（今井美和君）

村民課長 安江透雄さん。

○村民課長（安江透雄君）

まず1目の戸籍のほうですが、戸籍のほうは委託料から備品購入費、ハードウェアの更新、買換えのほうに金額が動いておるわけですが、当初これだけの金額の委託料を先に支出してからハードウェアの更新にかかるという話でありましたが、それが昨年の秋の話ですけど、それが今回、前段階のシステム更新に関しましては標準化・共通化のほうに来られるということで、次の段階のハードウェアの更新のほうに振替させていただきました。

なお、御存じのとおり、戸籍のシステム改修に関しましては、なかなか思うように進んでおりませんので、今年度、標準化・共通化で上げております2,000万に対しても、全部使用されるかは分からないというような状況になっておりますが、今回先にハードウェアの更新のほうを500万余り、必要とする額に振替させていただいたというものです。

次の2目の住民情報処理費、こちらは住民基本台帳のネットワークシステムです。こちらは、逆に機器更新の分を減額してソフトウェアの改修のほうに先に充てるという委託料に振替させておっていただきます。これも戸籍と同じような流れの中で、委託料のほうに先に必要になったので、振替させていただきます。

なお、戸籍のほうも住基のほうも、住基のほうは特にですが、この後12月の補正、3月の補正にはなるかと思いますが、今、現段階で分かっている状況では、備品購入ではなくてリース契約で機器を購入するというような形の補正予算を出させていただくこととなります。いずれにしましても、戸籍も住基もちょっと不確定な部分で動いておりますので、今後も同じようなことが起きるかもしれませんが、よろしく申し上げます。以上です。

○議長（今井美和君）

ほかにありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

6番。

○6番（桂川一喜君）

同じく一般会計の15ページの下段にあります、先ほどサーバーの結露による修繕ということでしたけれども、以前ちょっとサーバー室を見させていただいたところ、雨漏り等の、あのサーバー室のサーバーのことではなかろうかと思ってしゃべっていますが、ブルーシート等で覆われていた

無残なサーバー室を見させていただいたんだけど、実際にコンピューター、その他の機器というのは、人間以上にデリケートな環境においてやるべきだと。今回の結露ということに関しても、今回はたまたま結露によるこういう更新ということになっていますけど、ちょっとお金がかかることではあるかと思いますがけれども、サーバーにおいては特にデータ等、それからシステムがダウンすると多大なる損害が出るかと思いますが、今回は実はこういう形での補正だと思いますけど、もっと根本的なサーバー室にちゃんと手を入れるべきではなかろうかと思いますが、その辺の見通しと、それからお考え等をお伺いできたらと思います。

○議長（今井美和君）

地域振興課長 今井信和さん。

○地域振興課長（今井信和君）

ただいま御質問いただきましたサーバー室の状況につきましては、今回の補正に上げさせていただいたのは、今年は特に暑くて、中には24時間365日エアコンが常時設置されておりますが、天井とつり天井の間が熱くなり、その温度差の関係で今年初めて結露が起きたということです。

それで、御質問の中にありました雨漏りの関係でブルーシートをという話につきましては、御指摘のとおり、このすぐ上については陸屋根になっておりまして、経年劣化による防水機能が少し低下しておりまして、万が一に備えて、今ブルーシートを設置しているという状況になります。それで、定期的に陸屋根のほうには落ち葉が詰まっていないかというのを確認して掃除をしておりますし、大きく今後役場の改修工事に併せて防水工事が必要ではないかという認識はございますけれども、今回の補正につきましては、結露でルーターのほうが悪くなりましたので、その分の修繕費用を計上させていただきますので、どうぞよろしくお願いします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井美和君）

6番。

○6番（桂川一喜君）

今回はたまたまルーターという機器で、比較的同じ故障の中でも軽傷に値するものなんですけど、やっぱりサーバーの持っている役割は、システムと、それからデータ、2つすごく貴重なもので、今監視をしながら見守っているという言葉は分からないでもないですけど、やっぱり天井との結露の断熱の不十分さでありますと、もう少しサーバーを所有している立場として、お金はかかるというのは本当に分かっているんですけども、所有するということはそういうことなので、もう少し村民の大事なデータ、それからシステムでありますので、保護するための予算というのは、なるべくけちらさないでやっていただきたいと思いますので、もう一度、今後のその辺の考え方のお考えだけ、ちょっと伺えたらと思います。

○議長（今井美和君）

副村長 桂川憲生さん。

○副村長（桂川憲生君）

現在、役場で所有しておりますサーバー類が収められているのが、基幹業務に使っておりますのが、今話がありました部屋でございます。それから、CATVの各種のサーバーが別館のCATVのセンター設備の横に1部屋ございます。

それで、どちらが非常にサーバーに適しているかという、今の段階では向こうの別館のほうがよいんですけども、本館のほうの物を向こうに移設するだけのスペースが、結構サーバーが最近軽量化してきて小さい機械になっておりますので、向こうに余裕はございますけれども、こちらから移設する際の設定費、そうしたところが幾らになるとか少し調査をしまして、今回いい機会でございますので、将来に向けた検討を一度させていただくとよいのかなと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（今井美和君）

ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者あり]

2番。

○2番（安保泰男君）

一般会計の23ページ、商工費の中でふるさと納税事業について、先ほどの説明の中でお伺いしたいんですけども、昨年の目標が3,000万から今回1億に繰上げをされているということですけども、これだけの数値の開きが上げられる目標の確信犯といったらおかしいですけども、何ぞ、業務委託をただでこれだけ上がったのか、何か確信的な理由があって1億は大丈夫だよという目標を上げられたと思うんですけど、その数点を教えていただければと思います。

○議長（今井美和君）

地域振興課長 今井信和さん。

○地域振興課長（今井信和君）

8月の全員協議会の中でも、少しふるさと納税の現状をお話をさせていただきましたけれども、昨年度業務委託をした成果ということで、昨年度は途中から業務委託をしたということで後半から伸びておりますが、今年度4月から既に昨年の実績に合わせて増えておりますので、今単純に計算しますと、前回お話ししたとおり、7,000万から8,000万ぐらいは見込みで出ておりますけれども、今後、魅力あるサイトに商品を掲載することによって1億をおおむねということで目標としております。

当初予算につきましては、当初予算を組む関係で、一般財源の予算限度額につきましてはほかの事業との兼ね合いもありましたので、その当時分かっている寄附金額を見込みまして、実際にはもう少し見込みはあったとは思いますが、当初は3,000万ということで当初予算としては組ませていただきまして、この事業につきましては、次年度になって、今年度になりまして実績に応じて補正させていただくということで御了解いただければと思っております。以上です。

○議長（今井美和君）

ほかに質疑はございませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

6番。

○6番（桂川一喜君）

一般会計、20ページの最下段になります。生ごみ処理機の設置補助金の追加の分なんですけど、先ほど説明がありましたように、もともと5台分があったのを全部出払って、今3台のバックオーダーがある。そこで6台の補正をというふうに出ているわけなんですけど、半年間で大体8台当たり注文あったわけなんですけど、後半へ向けても、今は3台の余裕を持って当たろうということだと思いますけど、緊急性を要しないから、必要性が出たときに補正で対応すればというのは一応理解はできるんですけど、ここまでの実績が大体8台今出ているということなので、残り半分も8台分ぐらいの予算を取るべきじゃなかったかなとちょっと思ったわけなんですけど、この辺の算出と、今後も当然追加があったときには補正で対応する予定なのかということだけお聞きできればと思います。

○議長（今井美和君）

建設環境課長 有田尚樹さん。

○建設環境課長（有田尚樹君）

補正の見積りを出してからタイムラグがあるので、実際の今の8月末の段階でいくと、コンポストも入れて今7基出しました。ですので、コンポストは1基だけで、あと6基は普通の生ごみ処理機。今回6基ということなので、あと5万円が6基で30万なんですけど、これはマックスですので、安いやつを買っていただけると、まだもうちょっとできるのかなというふうには思っております。

今、村の中で、令和2年度で大体93基、100基ぐらい入っているの、今年10基ぐらい、おおむね12基ぐらい入れて、そのぐらいの対比になってくるのかなというふうに思っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井美和君）

6番。

○6番（桂川一喜君）

この件に関しましては、僕、我が家も利用させていただいて、実はいろんな方としゃべっていると、まず生ごみ処理機の補助金が一旦なくなったところの印象が強くて、また復活したということがなかなか浸透していないということが1つ。

それから、利用させてもらって分かったことが、環境に関する問題だけではなくて、高齢者の生ごみ処理の回数が減ったりとか、重さが減ることによってかなり有効であるということが分かって、いろいろな方にも宣伝していると、そういうことならぜひ利用したいということが結構皆さんから声が上がっていますので、今後ともこの補助金に関しましてはいろんな形で住民の利便性等にも寄与しますので、今後とも積極的な前向きな運用のほうをよろしくお願ひしたいと思いますが、そうですね、6台ぐらいはいけるということなので、また追加になったらよろしくお願ひします。

すみません、質問じゃなくなりました。失礼しました。

○議長（今井美和君）

建設環境課長。

○建設環境課長（有田尚樹君）

いろんなどころから、議員さんを通じてだとか、自治会長さんを通じてお話は随時いただいておりますので、いろいろありがとうございます。お世話になっております。ありがとうございました。

○議長（今井美和君）

ほかに質疑はございませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

5番。

○5番（今井美道君）

すみません、先ほどちょっと聞き漏らしたかもしれませんけど、一般会計の歳出、14ページ、2款1項1目の修繕費で、役場のエアコンがちょっと壊れたでというような話がちょっと聞こえて、すると聞き漏らしたのかもしれないですけども、これについては修理がなされていないのか、これから予算が通ってから直すのか、この暑い中どうされたのかなと思ひまして、詳細を教えてくださいたいと思います。

○議長（今井美和君）

総務課長 河田孝さん。

○総務課長（河田 孝君）

まだ修繕はしておりません。ただ調整ができない、弁を取り除くような修理を考えていまして、調整はできなくなりますけど、ただ、今閉じたような状態のまま動かなくなっているの、冷房自体は使えるんですけども、今現在ではまだ修繕はしておりません。予算を取ってからということ考えておりますが。

○議長（今井美和君）

ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者あり〕

7番。

○7番（樋口春市君）

一般会計の22ページ、6款2項2目の全国の木のまちサミット2024についてでございますけれども、10月16日にこのサミットがこの村で予定をされていると。その前日の15日に、水明館で懇談会を開催されるというようなチラシを先日配っていただきました。懇談会を本村でやるというような検討はされなかったのかどうか、お聞きいたします。

○議長（今井美和君）

産業振興課長 伊藤秀人さん。

○産業振興課長（伊藤秀人君）

御質問にお答えしますが、懇親会も村長とかと協議をしまして、はなのき別館でやろうとか、上

のカフェでやろうとかという検討は十分してまいりました。しかしながら、協賛自治体を見ていただきますと、北は北海道から南は宮崎県までございます。この方が宿泊をどうしてもされるということなので、そうすると村内には宿泊施設が非常に少のうございます。なので、恐らく下呂市へ宿泊されるだろうという見込みでございました。

その場合に、懇親会を本村でやるとなると、迎えに行って、こっちで開催して、さらにまた送っていかなきゃいけないという非常に手間がかかる状況でございましたので、下呂市のほうでついでにといいますか、行いたいということで、村長とかとも協議をしました。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（今井美和君）

7番。

○7番（樋口春市君）

商業の辺も、村内では本当に消費が低迷しております。できる限り、どんな形でもいいので、村内でやっていただきたかったわけですけど、27地域を含めて、またそれ以外のところにも案内を出してあるということでございますので、人数的には、なかなか村内でやるということは、そういった事業所はありませんので、はなのき会館の別館とか、ふるさと企画のほうを利用してやるというような方法しかないと思いますけれども、ぜひとも懇親会については別段とやかに申しませんが、このサミットを通じて林業が活性化することを期待して、質問のほうを終わります。

○議長（今井美和君）

産業振興課長 伊藤秀人さん。

○産業振興課長（伊藤秀人君）

承知をしました。

○議長（今井美和君）

ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第42号 令和6年度東白川村一般会計補正予算（第3号）から議案第47号 令和6年度東白川村簡易水道事業会計補正予算（第1号）までの6件について一括して採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第42号 令和6年度東白川村一般会計補正予算（第3号）から議案第47号 令和6年度東白川村簡易水道事業会計補正予算（第1号）までの6件については、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩といたします。スタートは、10分後の2時10分をお願いします。

午後2時02分 休憩

午後2時10分 再開

○議長（今井美和君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

◎同意第8号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（今井美和君）

日程第20、同意第8号 東白川村教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 今井俊郎さん。

○村長（今井俊郎君）

同意第8号 東白川村教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて。次の者を東白川村教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。令和6年9月5日提出、東白川村長。

記、氏名、杉田正和。生年月日、昭和〇〇年〇月〇〇日生まれ。住所、東白川村神土〇〇〇番地〇。任期、令和6年10月1日から令和10年9月30日。

推薦理由を申し上げます。

再任でございます。現教育委員 杉田正和氏には、令和6年3月末をもって退任された安江章吉前教育委員の後任として、この4月より今日まで残任期間の半年間を務めていただきました。このたび任期の終了を迎えられますが、引き続き教育委員を務めていただくよう再任したいと考えておりますので、御同意いただきたく存じます。

御存じのように、杉田正和氏には今年の3月まで22年間、社会教育委員として活躍していただいております。また、現在も青少年育成の一端を担う中学生ジュニアリーダーズクラブの世話役を続けられ、村の教育の発展に多大なる貢献をしていただいております。教育委員としてのこの半年間は、今まで子供たちの健全育成に携わった知見を存分に生かし、村の教育に様々な御教授をいただきました。ぜひ継続して任期に当たっていただきたいと考えます。御本人の内諾もいただいておりますので、ぜひとも御同意をお願い申し上げます。以上であります。

○議長（今井美和君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから同意第8号 東白川村教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、同意第8号 東白川村教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定しました。

◎認定第1号から認定第7号までについて（提案説明）

○議長（今井美和君）

日程第21、認定第1号 令和5年度東白川村一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第27、認定第7号 令和5年度東白川村小規模集合排水処理事業会計歳入歳出決算認定についてまでの7件を決算認定関連として一括して議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村長 今井俊郎さん。

○村長（今井俊郎君）

それでは、決算関連議案の上程の説明をさせていただきます。

認定第1号 令和5年度東白川村一般会計歳入歳出決算認定について。令和5年度東白川村一般会計歳入歳出決算認定（別冊）は、東白川村監査委員の審査の結果相違ないので、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付する。令和6年9月5日提出、東白川村長。

以下、本文を省略して議案名だけ朗読してまいります。

認定第2号 令和5年度東白川村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。

認定第3号 令和5年度東白川村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。

認定第4号 令和5年度東白川村国保診療所特別会計歳入歳出決算認定について。

認定第5号 令和5年度東白川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。

認定第6号 令和5年度東白川村簡易水道事業会計歳入歳出決算認定について。

認定第7号 令和5年度東白川村小規模集合排水処理事業会計歳入歳出決算認定について。以上

でございます。

次に、決算説明書のほうの朗読を申し上げます。

令和5年度決算説明

本日、東白川村議会第3回定例会に、令和5年度一般会計並びに特別会計4会計（国保、介護、国保診療所、後期高齢）、公営企業会計2会計（簡水、下水）の決算認定議案を提出し、令和5年度における村政の概要と予算執行の結果を御報告いたします。

令和5年5月、新型コロナウイルス感染症は2類感染症から5類感染症へと推移し、心配されたコロナ禍も一区切りを迎えた令和5年度、新型コロナウイルスの感染拡大防止や感染拡大の影響を受けた地域経済、住民生活の支援を行うために令和2年度に創設された新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は4年目を迎え、5年度は前年度より43.6%減少したものの5,657万8,000円を受けて、公の施設等省エネ化事業、プレミアム商品券の発行、保・小・中給食費支援事業、水道使用料支援事業、肥料価格高騰対策事業、低所得世帯支援給付事業等の補助を行いました。

また、平成20年度からスタートした「ふるさと納税制度」は5年度初めて5,000万円を超え、5,751万円を基金積立てすることができました。皆様からお寄せいただいた貴重な御浄財ですので、寄附目的に沿って充当をし、大切に使用していきます。

令和5年度は大きな災害こそなかったものの、このところの異常気象やゲリラ豪雨、線状降水帯の出現など、村民生活を脅かす要素は増えつつあります。引き続き災害への備えを強化してまいりたいと考えております。

議員の皆様はじめ村民各位の多大なる御尽力により、大過なく1年を過ごせましたことに厚く感謝を申し上げます。

なお、各会計決算総額等の状況は、決算書記載のとおりでありますので、以下、決算についてその大要を申し述べます。

第1 一般会計

令和5年度予算は、年度途中の補正や繰越事業を加えた最終予算総額が32億6,143万円で、前年比7.2%の増となりました。

決算収支では、歳入歳出差引残額から翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額は3億929万円となりました。

歳入では、まず自主財源に注目してみると、その主体であります村税は、前年度とほぼ同程度となる2億1,057万2,000円となり、徴収率は普通税全体で前年比0.1%減の97%になりました。滞納額につきましては、626万円となりました。前年度より22万円ほど増加しております。滞納額の減少に向け、より一層努力をしてまいります。

分担金及び負担金は、前年度より295万3,000円の減となりましたが、ライフライン保全事業分担金や養護老人ホーム入所者負担金の減少によるものであります。

使用料及び手数料は、住宅費使用料などの減少により、前年度より244万5,000円の減額となりました。

財産収入は、村有林生産材売払収入や土地売払収入の増加により、前年度より287万7,000円の増額となりました。

また、寄附金は、ふるさと思いやり基金指定寄附金が前年度比162.5%増となったことから、前年度より3,617万6,000円の増額となりました。

繰入金は、前年度より1億9,040万円の大幅な増額となりましたが、これは財政調整基金2億9,500万円の取崩しを行ったことによるものであり、その内訳は一般財源分1億5,000万円、義務教育学校整備に備えるための保育園及び学校施設整備基金への積立分5,000万円、新世紀工房への貸付分9,500万円です。

なお、繰越金の見込み状況から、年度末に一般財源分1億5,000万円については財政調整基金に積み戻しております。

繰越金は、前年度より2,596万1,000円の減少となりました。

以上の結果、自主財源の総額は、諸収入を含め11億4,743万1,000円で、歳入総額の33.2%を占め、前年比4.4%の増となりました。

次に、依存財源に注目してみますと、歳入全体の48.5%を占めます地方交付税については、普通交付税は前年度より3,418万7,000円の増、特別交付税は前年度より1,270万8,000円の増となり、全体として前年度より4,689万5,000円の増となりました。

地方譲与税や各種交付金は、合わせて前年度より252万7,000円増、国庫支出金は、前年度より7,949万6,000円の減となりました。これは新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金や子育て世帯臨時特別支援事業補助金などの減少によるものです。

県支出金は、前年度より19万9,000円の微増となりました。

村債については、過疎対策事業債が前年度比860万円の増、公共事業等債が前年比710万円の減、臨時財政対策債が前年比740万円の減で、全体として前年比590万円の減となりました。

依存財源の総額は23億837万6,000円で、歳入総額の66.8%を占め、前年比4.4%の減となりました。

次に、歳出では、決算総額31億3,539万5,000円で、前年比7.4%の増となりました。

このうち補助費は、簡易水道特別会計及び下水道特別会計が法適用により特別会計から公営企業会計へと移行したことで、一般会計繰出金から補助金へと切り替わったため、前年比37.7%の増となりました。その他義務的経費として、人件費は6.7%の増、公債費は17.6%の増、扶助費は12.8%の減となりました。

繰出金は、前述のとおり公営企業会計への移行に伴い、前年比52.2%の減となりました。

投資的経費は、前年比6.8%の減となりましたが、これは普通建設事業費が5.5%の減、災害復旧費が皆減となったためです。

積立金は、ふるさと思いやり基金指定寄附金が増加したことや義務教育学校整備のための積立てを新たに始めたことにより、前年比87.6%の増となりました。

貸付金は、新世紀工房への貸付金が皆増となっております。

以上が一般会計の決算概要です。

第2 国民健康保険特別会計

県が財政運営の責任主体となって6年目となる国民健康保険は、保険給付費に応じて県補助金が支出されています。

決算収支では、歳入歳出差引残額は2,493万3,000円となりました。

歳入では、前年度より1,997万5,000円多い2億8,072万1,000円となりましたが、これは主にへき地直営診療所運営費分の特別調整交付金の増加によるものです。保険税現年度分の収納率は99.2%で、前年比0.3%の減、過年度分の収納率は10.3%ですが、滞納額の割合で見ますと前年度対比で6%ほど減少しています。この滞納徴収事務については、村税とともに引き続き収納率向上に努めてまいります。

歳出全体の61%を占める保険給付費は、前年度より294万2,000円少ない1億5,613万9,000円となり、歳出決算額は、前年度より637万6,000円多い2億5,578万7,000円となりました。

第3 介護保険特別会計

要介護・要支援認定者数は、令和5年度末で173人、前年度より6人減少しました。

決算収支では、歳入歳出差引残額は3,931万4,000円となりました。

歳出全体の83.6%を占める保険給付費は、施設介護サービス利用者が減少したことにより2億3,555万5,000円で前年比6.3%の減となり、歳出決算額は前年度より1,985万4,000円少ない2億8,162万5,000円となりました。

第4 国保診療所特別会計

新築移転後5年目を迎えた診療所では、コロナ禍の影響を少なからず受けながらも、医師2名体制を継続するとともに、皮膚科、産婦人科の専門外来、中部国際医療センター医師による月1回第2土曜日の休日診療も引き続き実施しました。

決算収支では、歳入歳出差引残額は1,849万5,000円、歳入決算額は、特別会計繰入金が増などにより172万5,000円多い2億6,270万3,000円で、歳出決算額は、外来用備品の購入等により、前年度より204万7,000円多い2億4,420万8,000円となりました。

第5 後期高齢者医療特別会計

令和5年度末受給者数は、前年度末より16人増の597人となり、決算収支では、歳入歳出差引残額は872万円となりました。歳出決算額は、広域連合納付金等が増加したことにより、前年度より339万円多い5,553万円となりました。

第6 簡易水道事業会計

令和5年度より公営企業会計適用となり、企業会計として事業を実施しました。

曲坂水源系水道施設の機器更新は7年目を迎え、久須見第1加圧ポンプ場、久須見配水池の電気設備等の更新を行いました。

木屋下線道路改良工事に伴う水道管布設替工事をはじめ、配水管路の漏水修繕等、施設の維持管理を行うことで、安全で清浄な飲料水の供給に努めました。また、老朽化に伴う水道管耐震化工事

をはじめ、今後も適切な施設更新に努めてまいります。

水道施設管理のうち取水施設、浄水施設、配水施設については外部委託により維持管理、運転管理を専断的に行う体制が整い、職員の負担軽減につながっております。引き続き、民間が持つ高い管理技術により水道水の安全性を高めながら、安定的な供給が行えるよう努めてまいります。

企業会計の決算収支では、当年度の未処分利益剰余金が498万5,000円となりました。

第7 小規模集合排水処理事業会計

令和5年度より公営企業会計適用となり、企業会計として事業を実施しました。

宮代、平西、平中、平東の4地区の小規模集合排水処理施設の維持管理を行い、施設の適正管理に努め、企業会計の決算収支では、当年度の未処分利益剰余金が30万9,000円となりました。

第8 総括

以上のとおり、会計別に決算状況について申し上げましたが、その成果について御報告申し上げます。

財政については、計画的な地方債の発行に心がけましたが、地方債元利償還金の増加に伴い、財政健全化法の実質公債費比率は、前年度より1.0ポイント上がり15.8%となりました。

以下、所管課別に報告してまいりますと、総務課では、建築後30年を経過してまいりました役場本庁での施設修繕として高圧設備改修工事、合併浄化槽修繕工事を実施するとともに、別館3階のトイレの改修工事を行いました。消防・防災対策としては、元日に発生した能登半島地震の支援に国・県の要請を受け、1月から3月までに6回にわたり、都合9人の職員を被災地支援に派遣をしました。被災地での支援体験はもちろん派遣された職員たちが被災状況を目の当たりにしてきたことは、今後の防災対策として大きな経験になったことと思います。

今後の村づくりにおいて中心的な役割を受け持つ集落支援機構は、令和5年度5人の会計年度任用職員と地域協力隊1名が事務所に常駐し、活動する本格的稼働の年となりました。また、公共交通事業では、村内公共交通の新たな取組となる村内巡回バス「つちのこバス」が6年10月のスタートを目標に、その準備年としました。

村民課では、村税等の滞納額の増加抑制に努めるとともに徴収率の向上に努めました。また、平成28年1月に交付が始まったマイナンバーカードは、令和3年10月より開始した出張申請受付サービス等を引き続き行い、普及促進と取得率の向上に努め、令和6年3月末で総交付率は84.5%となりました。

保健福祉課では、新型コロナウイルス対策については、5月に感染症法上の位置づけが2類から5類に変わりましたが、長引くコロナ禍の中、国の方針に従い診療所と連携し、ワクチン接種事業を実施しました。

福祉事業では、高齢者・障害者に対する個別相談や各種支援、せせらぎ荘の居室には新たにエアコンを設置するとともに、社会福祉協議会事務所もエアコンの取替工事を行いました。

保健事業では、妊婦から高齢者まで幅広い年代の各種健診・予防接種のほか、下呂病院の嘱託医師による健診業務を引き続き行いました。また、国による新型コロナウイルス感染症対応地方創生

臨時交付金を活用し、電気・ガス・食料品等の価格高騰により影響のある低所得世帯への重点支援として、低所得世帯支援給付金事業を行いました。

建設環境課の環境対策では、自然保護事業として自治会や団体の自主的な環境整備活動に対し補助を行うとともに、ごみの適切な分別回収に努めました。

村営住宅管理では、施設の維持修繕を行い、良好な居住環境の維持に努めました。

また、農業農村整備では、県単土地改良事業にて黒淵農道舗装工事を、県営中山間地域総合整備事業にて、神付、加舎尾及び親田の農道舗装を行いました。県営基幹農道整備事業では、第2工区及び第3工区の工事を前年度に引き続き行いました。

村道維持関係では、国の制度事業を活用し、防災安全交付金にて沢尻線路面修繕工事を、道路メンテナンス補助事業にて22橋の橋梁点検、佐広橋及び宮洞橋補修設計を行いました。交通安全対策事業では、上親田線の落石対策に必要な用地確保のため、用地測量、用地補償等の業務を行い、木屋下線の道路改良工事は、積極的に国の繰越事業を受け入れ、早期完成に努めました。官民協働の地域づくり支援事業では、大沢墓地及び黒淵の泓墓地の駐車場整備に関する支援を行いました。地籍調査事業は、曲坂・日向と、大口・西洞・大沢地区の一部を実施し、進捗率が50%となりました。

産業振興課の農業振興では、海外原料に依存している化学肥料の低減や牛ふん堆肥等の活用に対し、肥料コストを支援する目的で肥料価格高騰対策支援事業と化学肥料低減定着対策事業を実施しました。肥料の購入費や堆肥の購入・散布、みのりの郷東白川の側条施肥田植機2台の更新を行いました。茶業では、議会へも支援の要望がありましたが、3年間の継続事業として茶業経営改善支援事業を実施し、茶工場での荒茶の加工賃補助を行いました。

第三セクター新世紀工房が金融機関から借入れをしていました長期負債を、村から貸付けを行い、全額返済したことで経営面での財政健全化を図りました。

林業振興では、森林環境譲与税は前年度同額が譲与され、その基金を有効活用し様々な林業施策を実施し、中でも林業活性化担い手育成事業では、6事業所で10名の雇用を確保することができました。また、農家さんが手塩にかけて作った農作物を荒らす有害鳥獣対策では、猟友会が中心となり、通年にわたり、イノシシ、鹿などを駆除することができました。このほかには、危険溪流でありました宮洞谷の流路工整備工事を2年にわたり実施してきましたが、これが無事に完成し、住民の皆様にも喜ばれております。

地域振興課の情報通信係では、主に広報紙の発行やホームページ等による情報発信事業、CATV地上デジタル放送や高速インターネットサービスの事業を行っています。CATVの機器管理では、自主放送の送出設備と法定同時録画装置、FM告知放送の設備更新を行い、安定した事業の運営に努めました。

商工振興係では、地域産業活性化対策事業やプレミアム付商品券の発行などの事業の推進により、地域経済の活性化に努めました。イベント支援事業では、コロナの影響で開催が見送られてきた「つちのこフェスタ」を4年ぶりに開催することができました。移住・定住事業では、集落支援機構内に移住・定住サポートセンターを設置して、空き家の利活用と人口対策を目的として重点的に

取り組みました。

また、ふるさと納税事業では、新たな中間事業者に業務の一部を委託することで、魅力ある返礼品を増やし、ポータルサイトの充実を図りました。ふるさと思いやり基金指定寄附金の受入れについては、過去最高の5,700万円を超える寄附額となりました。

次に、子育て支援分野では、全ての家庭が安心して子育てができ、子供たちが笑顔で成長するために、子育てする家庭に必要なサービスの提供として相談支援をはじめ、一時保育の利用、学童保育の提供など、家庭支援につながる充実したサービス提供に一層努力してきました。

さらに充実した子育て世代への支援として、令和5年度からすくすく成長応援事業祝い金により小・中・高入学節目となるタイミングに必要な支援としてのお祝い金を支給することで、子育てする家庭支援への取組をスタートしました。

学校教育では、人口減少と少子化が進む近年の状況から、子供を1か所に集め、1つの学校にしたほうが、活気が生まれる、教育効果も上がるのではないかとの考えから、「東白川村小中一貫校設置に関する検討委員会」を設置し、慎重な検討と協議を進めていただきました。

その結果、この村の将来に義務教育学校の設置が望ましいという提言をいただくことになりました。

この答申を受け、義務教育学校を令和9年度開設することを目標とし、令和6年度から準備に取りかかることにしました。

教育ICTとしては、タブレット端末を小学校低学年にも配置し、小・中学校の1人1台化を実現し、施設面では小学校体育館のLED化と中学校体育館の屋根の防水工事を行い、喫緊の課題に対応いたしました。

社会教育分野では、ポストコロナ時代に可能な生涯学習メニューを検討しながら、公民館講座、文化祭や二十歳を祝う会など行事を開催、保健体育分野では生涯スポーツの普及に努め、子供から高齢の方まで楽しむことができるスポーツとして新たにモルック競技を取り入れ、今までのカローリング教室やウォーキング大会等と一緒に村民の皆様楽しんでいただく機会の提供に努めてまいりました。

次に、国保診療所では、年間を通じて外来患者数は353人の減、老健利用者数は88人の増となりました。猛威を振るったコロナ感染症は5類へと移行しましたが、感染対策を継続して診療所、老健施設の運営に努めました。今後も村民の皆様安心して通院していただける「頼れる村の診療所」を目指し、職員一丸となって努めてまいります。

以上、限られた予算で効率的な行財政運営ができましたことは、ひとえに議会をはじめ国・県当局の御指導、御支援と、村内諸団体並びに村民の皆様御理解と御協力、さらには職員各位の熱意ある不断の努力のおかげでもあり、深く感謝する次第であります。

何とぞ十分なる御審議の上、御認定賜りますようお願いを申し上げ、決算説明といたします。令和6年9月5日、東白川村長。以上であります。

○議長（今井美和君）

会計管理者 安江真紀子さん。

○会計管理者（安江真紀子君）

それでは、別冊の令和5年度東白川村決算書の読み上げをさせていただきます。

まず、2ページを御覧ください。

令和5年度東白川村一般会計歳入歳出決算書。

歳入、以下、収入済額のみを報告させていただきます。

1 款村税、収入済額 2 億1,057万1,860円。

2 款地方譲与税6,076万5,000円。

3 款利子割交付金 6 万8,000円。

4 款配当割交付金136万4,000円。

5 款株式等譲渡所得割交付金154万1,000円。

6 款地方消費税交付金5,204万9,000円。

7 款環境性能割交付金390万9,369円。

4 ページを御覧ください。

8 款地方特例交付金45万8,000円。

9 款法人事業税交付金479万円。

10 款地方交付税16億7,586万9,000円。

11 款分担金及び負担金891万5,044円。

12 款使用料及び手数料6,268万4,022円。

13 款国庫支出金 1 億6,199万8,340円。

14 款県支出金 1 億7,026万4,708円。

6 ページを御覧ください。

15 款財産収入1,853万6,261円。

16 款寄附金5,903万2,000円。

17 款繰入金 3 億6,951万5,648円。

18 款繰越金 3 億7,518万9,714円。

19 款諸収入4,298万6,046円。

20 款村債 1 億7,530万円。

歳入合計34億5,580万7,012円。

続きまして8ページ、歳出になります。

以下、支出済額のみ報告させていただきます。

1 款議会費3,562万8,789円。

2 款総務費 6 億6,559万4,061円。

3 款民生費 4 億8,217万9,283円。

4 款衛生費 4 億3,176万8,446円。

6 款農林水産業費 4 億4,034万4,859円。

7 款商工費 1 億6,211万6,092円。

8 款土木費 2 億2,137万6,035円。

9 款消防費 1 億65万6,875円。

10ページを御覧ください。

10款教育費 2 億2,205万7,073円。

12款公債費 3 億7,367万3,390円。

14款予備費はありません。

次に、支出済額の合計ですが、31億3,539万4,903円でした。

左下へ参りまして、歳入歳出差引残額 3 億2,041万2,109円。

令和6年9月5日提出、東白川村長。

次に、12ページを御覧ください。

左上の差引残額は省略させていただきます。

このページの全体の流れですが、まず上段のところ、提出した事項となります。

中段のところ、審査に付した事項となります。

下段のところ、承認をされた事項となります。

次に、14ページを御覧ください。

令和5年度東白川村国民健康保険特別会計歳入歳出決算書。

歳入、1 款国民健康保険税、収入済額6,216万3,700円。

3 款県支出金 1 億8,219万4,610円。

4 款財産収入57円。

5 款繰入金2,497万284円。

6 款繰越金1,133万5,594円。

7 款諸収入 4 万2,525円。

8 款公債費はありません。

9 款国庫支出金 1 万5,000円。

歳入合計 2 億8,072万1,770円。

16ページを御覧ください。

歳出となります。

以下、支出済額のみを報告させていただきます。

1 款総務費1,082万6,243円。

2 款保険給付費 1 億5,613万9,621円。

3 款国民健康保険事業費納付金7,490万3,928円。

4 款財政安定化基金拠出金はありません。

5 款保健事業費199万621円。

6 款基金積立金1,000円。

7 款諸支出金1,192万6,435円。

8 款予備費はありません。

18ページを御覧ください。

歳出合計 2 億5,578万7,848円。

歳入歳出差引残額2,493万3,922円。

令和6年9月5日提出、東白川村長。

次に、20ページに参ります。

このページについては省略させていただきます。

22ページを御覧ください。

令和5年度東白川村介護保険特別会計歳入歳出決算書。

歳入、1 款保険料、収入済額4,876万3,400円。

3 款国庫支出金8,017万378円。

4 款支払基金交付金7,306万6,000円。

5 款県支出金4,001万1,448円。

6 款繰入金4,523万1,000円。

7 款繰越金3,318万8,822円。

8 款諸収入50万6,360円。

10 款財産収入2,893円。

次に、24ページを御覧ください。

歳入合計 3 億2,094万301円。

26ページを御覧ください。

歳出となります。

1 款総務費906万8,330円。

2 款保険給付費 2 億3,555万5,000円。

4 款基金積立金639万円。

5 款地域支援事業費1,559万2,652円。

6 款公債費はありません。

7 款諸支出金1,501万9,472円。

28ページを御覧ください。

8 款予備費はありません。

歳出合計 2 億8,162万5,454円。

歳入歳出差引残額3,931万4,847円。

令和6年9月5日提出、東白川村長。

30ページは省略させていただきます。

32ページを御覧ください。

令和5年度東白川村国保診療所特別会計歳入歳出決算書。

歳入、1款診療収入、収入済額1億4,065万6,491円。

2款使用料及び手数料53万7,540円。

3款県支出金388万1,500円。

4款財産収入57円。

5款繰入金9,552万2,000円。

6款繰越金1,881万7,148円。

7款諸収入222万9,151円。

8款寄附金63万円。

34ページを御覧ください。

9款国庫支出金、収入済額42万9,000円。

歳入合計2億6,270万2,887円。

36ページを御覧ください。

歳出となります。

1款総務費3,748万1,181円。

2款医業費2億531万988円。

3款基金積立金63万円。

4款公債費78万5,792円。

5款予備費はありません。

歳出合計2億4,420万7,961円。

歳入歳出差引残額1,849万4,926円。

令和6年9月5日提出、東白川村長。

38ページは省略させていただきます。

次に、40ページを御覧ください。

令和5年度東白川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書。

歳入、1款後期高齢者医療保険料、収入済額2,799万1,000円。

3款後期高齢者医療広域連合支出金770万9,730円。

4款繰入金1,968万3,607円。

5款諸収入24万572円。

6款繰越金863万904円。

歳入合計6,425万5,813円。

42ページを御覧ください。

歳出となります。

1款総務費101万231円。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金4,603万9,307円。

3 款保健事業費824万1,036円。

4 款諸支出金24万572円。

5 款予備費はありません。

歳出合計5,553万1,146円。

歳入歳出差引残額872万4,667円。

令和6年9月5日提出、東白川村長。

44ページは省略させていただきます。以上です。

○議長（今井美和君）

建設環境課長 有田尚樹さん。

○建設環境課長（有田尚樹君）

そうしましたら、令和5年度簡易水道事業会計決算書を御覧ください。別冊でございます。

1 ページの決算報告書をお願いします。薄いやつです。

3 条予算となります。

収益的収入及び支出ですが、収益的収入は、第1 款簡易水道事業収益の決算額が2 億1,587万4,198円。予算額に比べ148万9,198円増となりました。

収益的支出は、第1 款簡易水道事業費用の決算額が2 億1,298万3,666円、不用額が140万1,334円となりました。

2 ページを御覧ください。

4 条予算となります。

2. 資本的収入及び支出ですが、収入は第1 款資本的収入の決算額が1 億6,392万5,914円、予算額に比べ、4,119万9,086円の減となります。

第1 款資本的収入、繰越分については、81万8,400円となりました。

支出は、第1 款資本的支出の決算額が2 億2,267万3,178円、不用額が5,460万7,822円となりました。

第1 款資本的支出の繰越分については577万4,600円となりました。

資本的収入の額が資本的支出に対して不足する額5,874万7,264円については、当該年度損益勘定留保資金から補填させていただきました。

3 ページ以降は省略をさせていただき、今度は小規模の事業会計を御覧ください。

これは同じく1 ページでございますが、3 条予算となります。

1. 収益的収入及び支出でございますが、収益的収入は、第1 款小規模集合排水処理事業収益の決算額が2,814万3,557円。予算額に比べ1,557円の増となります。

収益的支出は、第1 款小規模集合排水処理事業費用の決算額が2,777万453円、不用額が37万1,547円となりました。

2 ページをお願いいたします。

4条予算となります。

2. 資本的収入及び支出ですが、収入は第1款資本的収入の決算額295万8,000円、予算額に比べ、増減ゼロでございます。

支出は、第1款資本的支出の決算額が821万4,739円、不用額が261円となりました。

資本的収入の額が、これも同じく資本的支出に対して不足する額525万6,739円については、当該年度損益勘定留保資金から補填させていただきました。

なお、3ページ以降については省略をさせていただきます。以上でございます。

○議長（今井美和君）

本件について、監査委員の決算審査結果及び意見について報告を求めます。

監査委員 安江裕尚さん。

○監査委員（安江裕尚君）

令和5年度決算審査意見書。地方自治法第233条第2項の規定及び地方公営企業法第30条第2項の規定により審査に付された、令和5年度一般会計及び特別会計並びに公営企業会計歳入歳出決算を審査した結果及び意見は、別紙のとおりである。令和6年9月5日提出、東白川村監査委員 安江裕尚、同じく桂川一喜。東白川村長 今井俊郎様。

意見書の別冊のほうをお願いいたします。

表紙をめくっていただきまして、1ページ目からお願いします。

令和5年度東白川村一般会計・特別会計決算審査意見書。

第1. 審査の対象 令和5年度東白川村一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、国保診療所特別会計及び後期高齢者医療特別会計。

第2. 審査の時期 令和6年8月21日、22日の2日間。

第3. 審査の方法 審査に当たっては、一般会計・特別会計歳入歳出決算書、附属書類、関係諸帳簿及び関係書類により審査を実施し、例月現金出納検査と定期監査の結果を参考とし、1. 決算計数の正確性、2. 収入支出の合法性、3. 予算執行の適確性等の確認を行い、併せて関係職員の説明を聴取して審査しました。

第4. 審査の結果 審査に付された一般会計・特別会計歳入歳出決算書は、関係諸帳簿及び証拠書類と全て符合し、かつ正確であった。また、実質収支に関する調書、財産に関する調書、基金運用状況も適切であったと認めた。

審査の概要と意見については、次に述べるとおりであります。

1. 決算の概要。

(1) 決算規模。令和5年度の各会計の歳入歳出決算総額は、次のとおりであります。

歳入決算総額43億8,442万7,783円、歳出決算総額39億7,254万7,312円、一般会計・特別会計の内訳は次表のとおりであります。

決算規模の内訳。区分、一般会計、歳入34億5,580万7,012円、歳出31億3,539万4,903円、差引残高3億2,041万2,109円。特別会計（4会計の合計）、歳入9億2,862万771円、歳出8億3,715万

2,409円、差引残高9,146万8,362円。合計、歳入43億8,442万7,783円、歳出39億7,254万7,312円、差引残高4億1,188万471円。

2ページ目をお願いします。

次に、各会計総額を前年度と比較すると次表のとおりであります。

決算規模の状況。各会計歳入総額、令和5年度、43億8,442万7,783円、令和4年度、45億840万9,712円、増減額マイナス1億2,398万1,929円。各会計の歳出総額、令和5年度、39億7,254万7,312円。令和4年度、40億419万6,537円、増減額マイナス3,164万9,225円。差引総額、令和5年度、4億1,188万471円、令和4年度、5億421万3,175円、増減額マイナス9,233万2,704円。

(2)決算収支。決算収支の状況は次表のとおりであります。

決算収支の状況。区分、一般会計、形式収支3億2,041万2,109円、翌年度へ繰越しすべき財源1,112万2,000円、実質収支3億929万109円、単年度収支マイナス4,502万7,605円。国民健康保険特別会計、形式収支2,493万3,922円、実質収支も同額です。単年度収支1,359万8,328円。介護保険特別会計、形式収支3,931万4,847円、実質収支も同額です。単年度収支612万6,025円。国保診療所特別会計、形式収支1,849万4,926円、実質収支も同額です。単年度収支マイナス32万2,222円。後期高齢者医療特別会計、形式収支872万4,667円、実質収支も同額です。単年度収支9万3,763円。

合計、形式収支4億1,188万471円、翌年度へ繰越しすべき財源1,112万2,000円、実質収支4億75万8,471円、単年度収支マイナス2,553万1,711円。

一般会計及び特別会計を合わせた決算総額は、次のとおりであります。

形式収支4億1,188万471円の黒字。実質収支4億75万8,471円の黒字。単年度収支2,553万1,711円の赤字。

(3)むすび。以上が当年度の決算状況の概要であります。

令和5年度の一般会計の実質収支は、前述のとおり、前年と比較して2,553万2,000円の減の4億75万8,000円となっています。理由は、昨年度の繰越金が少なかったことが主な要因と思われます。

3ページをお願いします。

一般会計歳出の不用額は6,980万1,000円ありますが、前年度と比較して666万3,000円多く、適正な予算の見積りに努められたい。

今年度は、財政調整基金に1億5,000万円を積み立てられました。近年は、ゲリラ豪雨の発生により各地で災害が発生しております。災害が発生すると多額の経費の支出が必要となりますので、不測の事態に備えて、積立てはよいことだと評価します。

実質公債費比率は、ここ何年かは健全化が図られているところですが、本年度の比率（3か年平均）は15.8%で、前年度と比較して1.0ポイント悪化しております。これは、元利償還金の額が増加したことが主な要因であります。起債許可団体の基準となる18%は下回っております。診療所建設や光ファイバー化の事業の償還が始まったことにより、この傾向は続くと思われませんが、基準以下での財政運営をお願いします。

また、将来負担比率は、前年度と比較して13.4ポイント多い32.6%となっています。一方、村民

が負担すべき費用のうち年度内に納められなかった額は、一般会計及び特別会計を合わせて1,113万4,000円あります。昨年と比較すると19万8,000円減少しており、徴収に努力されていることを評価します。

各会計ごとの滞納額は下記のとおりです。

令和5年度だけ読み上げます。

会計区分、一般会計764万4,867円、前年度との比較額がマイナスの20万6,807円。国民健康保険特別会計339万3,940円、比較増減が19万3,130円。介護保険特別会計7万800円、比較増減がマイナスの2万8,600円。国保診療所特別会計ゼロ、比較増減でマイナス18万673円。後期高齢者医療特別会計2万4,800円、比較増減が2万4,800円。計ですけど、1,113万4,407円、比較増減がマイナスの19万8,150円。

また、当年度中に村税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料で約20万6,000円の不納欠損処分がされております。法に照らし合わせて適切な処理が必要と思いますが、完納者との不均衡が生じないように今後一層努力をお願いします。

次に、令和5年度の決算審査で気づいたことを申し上げます。

工事及び委託事業については適正に管理されていました。

契約規則等に従い、業者選定、事業等の管理事務の執行は適切に処理されていました。

補助金、交付金を活用した事業は良好であったが、実績との不整合があり、適正に処理の執行をお願いします。また、各事業において適切な額なのかを一度検証されたい。

4ページをお願いします。

つちのこメンバーズカード事業は、842万8,000円ポイント交換が行われ、昨年度より79万2,000円増加し、村内事業者の売上げに貢献しており、成果が上がっていると思います。

ふるさと納税事業で令和5年度寄附金が5,750万8,000円と増加し、基金の積立てができています。

集落支援機構事業については、農作業の軽減化及び遊休農地の対策としても有効であると考えます。各地区での取組に期待をしたいと思います。

新世紀工房への貸付金が計画どおり返済されるよう注視したい。

令和5年度は、新型コロナウイルス感染症による影響も回復しつつあり、ワクチン接種は継続されており、感染状況に予断を許す状況にはまだないところであり、限られた財源の中で様々な行政課題に取り組むためには、創意と工夫、事業の精査と見直し等により、効果的かつ効率的な行政運営が望まれます。

第6次東白川村総合計画がスタートし、村の「目指すべき将来像」を確実なものとするよう、政策の着実な推進を図り、住民福祉の向上になお一層の努力に期待し、決算審査意見とします。

続きまして、5ページ目ですが、令和5年度東白川村公営企業会計決算審査意見書。

第1. 審査の対象 令和5年度東白川村公営企業会計（簡易水道事業・小規模集合排水処理事業）。

第2. 審査の期間 令和6年8月21日、22日の2日間。

第3. 審査の方法 審査に当たっては、地方公営企業法第3条の規定に基づき、企業の運営が常に経済性を発揮し、本来の目的である「公共の福祉」を増進するよう運営されているかという視点に立ち、決算諸表における計数の正確性、経営成績及び財政状況の適正表示などの諸点について主眼を置き、関係帳票その他証書類との照合等を実施したほか、例月出納検査、定期監査の結果を参考にしながら、担当課に事業執行状況等を聴取して審査を行いました。

第4. 審査の結果 審査に付された令和5年度東白川村簡易水道事業会計及び令和5年度小規模集合排水処理事業会計決算書、事業報告書及び附属書類は関係法令に準拠して作成されており、その計数は正確で、関係諸帳簿その他証書類と符合しているものと認められ、経営成績及び財政状況を適正に表示しているものと認めた。

各会計の審査の概要と意見については、次に述べるとおりであります。

簡易水道。

(1)総括。

令和5年度における簡易水道事業会計決算のうち3条決算の収益的収支は、収入は2億1,587万4,000円、支出は2億1,298万4,000円で、差引き289万円の利益が生じている。一方、4条決算の資本的収支は、収入が1億6,392万6,000円、支出は2億2,267万3,000円で、差引き5,874万7,000円の不足額が生じており、不足額については損益勘定留保資金等で補填している。

簡易水道施設の機器更新を計画的に実施している一方、管路布設替えが継続的に行われている。今後も村民に安全・安心な水の安定供給のため、適切な施設及び管路の更新を実施していただきたい。

6ページです。

地方公営企業会計へ移行した初年度であるが、予算措置、執行及び会計手続等は適切であったと認める。

(2)収益的収入。

営業収益。営業収益中、給水収益の決算額は4,049万3,000円となっているが、物価高騰対応として令和6年1月から3月までの3か月間について、官公庁を除いた全契約者の簡易水道使用料の基本料金を免除しており、大きな減収となっている。ただし、免除分については物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金722万6,000円が充てられており、減収分の補填はされている。簡易水道使用料の収納率は99.8%であり、今後もさらなる収納率の向上に努められたい。

営業外収益。営業外収益の決算額は1億7,535万円で、主に一般会計補助金となっている。また、内訳は物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金722万6,000円が含まれている。地方公営企業会計が始まって初年度ということもあり、特段意見はない。

(3)資本的収入。

企業債。企業債については、簡易水道機器更新工事、生活基盤近代化事業調査設計業務、大明神水系漏水対策配水管布設替設計委託業務の財源の一部として借入れしたものであり、特段意見はな

い。

補助金。補助金の収入の決算額は1億2,229万6,000円で、県補助金と一般会計補助金である。県補助金については生活基盤施設耐震化事業に係る補助金であり、簡易水道事業会計における貴重な財源として今後も積極的に補助金申請を行うよう努力されたい。一般会計補助金については、資本的収支の人件費及び建設改良工事に対する一般会計からの支出が主な内容であり、特段意見はない。

(4) 収益的支出。

営業費用。原水及び浄水費の決算額は3,204万8,000円で、主な支出は簡易水道運転管理業務、簡易水道ユーティリティ調達業務である。高い精度で施設を管理し、安全・安心な水道水の供給のため、今後も受託者と連携し、適切な簡易水道施設の維持管理に努められたい。

配水及び給水費の決算額は1,799万8,000円で、主な支出は簡易水道施設の維持修繕に係る設計委託料、工事請負費である。また、業務費の決算額は477万5,000円で、総係費、7ページをお願いします。の決算額は764万7,000円である。主な支出は担当職員の人件費となっており、特段意見はない。

営業外費用。決算額は1,158万2,000円であった。主な支出は、借入れをした企業債の利息及び消費税の納税また長期前受金戻入であり、特段意見はない。

特別損失。決算額は415万2,000円であった。主な支出は担当職員の人件費に関連するもの及び前年分の消費税の納税であり、特段意見はない。

(5) 資本的支出。

建設改良費。2億2,267万3,000円で、主な支出は久須見配水池における簡易水道機器更新工事、県営基幹農道整備事業に伴う水道管布設替工事、また借入れをした企業債の償還金である。施設の経年により老朽化対策は避けられないものであり、重要なライフラインである水の安定供給を図るため、簡易水道施設及び配水管の更新について計画的な更新を進め、また補助金等の財源の確保に努められたい。

次に、小規模集合排水処理事業。

(1) 総括。

令和5年度における小規模集合排水処理事業会計決算のうち3条決算の収益的収支は、収入は2,814万4,000円、支出は2,777万円で、差引き37万4,000円の利益が生じている。一方、4条決算の資本的収支は、収入が295万8,000円、支出は821万5,000円で、差引き525万7,000円の不足額が生じており、不足額については損益勘定留保資金等で補填している。

小規模集合排水処理施設については、維持管理を主として運営、管理が行われている。対象地区における利用者が緩やかではあるものの減少傾向にあるが、引き続き適切な施設管理に努められたい。

地方公営企業会計へ移行した初年度であるが、予算措置、執行及び会計手続等は適切であった。

(2) 収益的収入。

営業収益。営業収益中、下水道使用料の決算額は701万4,000円となっており、滞納等についても

見られないことから、特段意見はない。

営業外収益。営業外収益の決算額は2,113万円で、主に一般会計補助金となっている。地方公営企業会計が始まって初年度ということもあり、特段意見はない。

(3)資本的収入。

補助金。補助金収入の決算額は295万8,000円で、一般会計補助金である。一般会計補助金については、借入れをした企業債の償還金返済に必要な資金補助が主な内容であり、特段意見はない。

(4)収益的支出。

営業費用。管渠費の決算額は205万8,000円で、主な支出は各浄化槽施設保守管理委託料、平東浄化槽におけるマンホール修繕工事である。処理場費の決算額は544万9,000円で、各浄化槽施設の維持管理経費である。総係費の決算額は1,134万5,000円で、担当職員の人件費及び公営企業会計システム経費、公会計アドバイザー業務委託料となっており、特段意見はない。

営業外費用。決算額は104万7,000円であった。主な支出は、借入れした企業債の利息であり、特段意見はない。

特別損失。決算額は74万円で、主な支出は担当職員の人件費に関連するものであり、特段意見はない。

(5)資本的支出。

企業債償還金。決算額は821万5,000円で、借入れをした企業債の償還金であり、特段意見はない。以上。

○議長（今井美和君）

お諮りします。明日6日は全員協議会の開催、また7日と8日の2日間は休会としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認め、6日は全員協議会の開催、また7日と8日の2日間は休会にすることに決定しました。

明日6日の全員協議会は午前9時30分から協議会室にて、また9日の本会議は午前9時30分から会議を開きますのでお願いいたします。

それでは、本日はこれで延会します。

午後3時28分 延会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

